

地震被害対策編

第 1 章 地震被害の想定

1-1. 災害履歴

○大磯警察署震災記録によると、関東地震(1923 年)での被害(当時吾妻村)は、全壊 406 戸、半壊 376 戸、全焼 6 戸合わせて 782 戸で、家屋棟数 1,461 棟から、被害率は 53.5% となっています。建物被害の他に圧死 21 名、焼死 4 名、重傷者 26 名、罹災人員 4,716 人の人的被害が発生しています。

○なお、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、二宮町は震度 5 強の揺れに襲われましたが、人的被害・火災・建物への被害はなく、道路被害(水道管破損 1 ヲ所・舗装ひび割れ 7 ヲ所)の発生に止まりました。

1-2. 被害想定

(1) 想定地震

○二宮町の地震被害の想定は、神奈川県が実施した地震被害想定調査結果に従うものとします。県では、平成 25 年度から 26 年度にかけて、東日本大震災で明らかになった知見を反映させた地震被害想定調査を実施しています。

この地震被害想定結果について、「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成 27 年 3 月)」から抜粋して示します。

■ 想定地震

		モーメント マグニチュード	選定の視点			
			A	B	C	D
①	都心南部直下地震	7.3	●	●		
②	三浦半島断層群の地震	7.0	●		●	
③	神奈川県西部地震	6.7	●		●	
④	東海地震	8.0	●	●	●	
⑤	南海トラフ巨大地震	9.0	●	●		
⑥	大正型関東地震	8.2			●	
⑦	(参考)元禄型関東地震	8.5				●
⑧	(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震	8.7				●
A：地震発生の切迫性が高いとされている地震 B：法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震 C：地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震 D：発生確率は極めて低いですが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震						

(2) 想定結果

1) 地震被害

○県の地震被害想定調査の結果から、町内の被害を抜粋し、次に示します。

○町としては、「⑥大正型関東地震」「⑦(参考)元禄型関東地震」「⑧(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震」が発生した場合の被害が大きいと予測されています。

■二宮町における地震被害想定調査結果

			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の 地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震	(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラスの 地震
建物被害	全壊軒数 (棟)		30	0	10	*	*	3,230	3,300	4,120
	半壊軒数 (棟)		380	0	270	80	240	2,430	2,410	2,070
火災被害	出火件数 (箇所)		0	0	0	0	0	10	10	20
	焼失軒数 (棟)		0	0	0	0	0	740	740	1,310
死傷者数	死者数 (人)		*	0	*	*	*	470	750	300
	重症者数 (人)		*	0	*	*	*	90	90	120
	中等症者数 (人)		60	0	50	20	40	580	580	750
	軽症者数 (人)		80	*	60	20	50	620	620	770
避難者数	1日目～3日目 (人)		560	0	450	190	420	15,950	16,060	19,110
	4日目～1週間後 (人)		560	0	450	190	420	14,170	14,290	17,700
	1ヶ月後 (人)		560	0	370	110	330	13,040	13,210	16,320
要配慮者	避難者	高齢者数 (人)	70	0	50	20	50	1,910	1,920	2,290
		要介護者数 (人)	20	0	10	*	10	490	490	580
	断水人口	高齢者数 (人)	0	0	0	0	0	2,080	2,080	2,580
		要介護者数 (人)	0	0	0	0	0	530	530	660
	家屋被害	高齢者数 (人)	120	0	90	30	80	1,950	1,980	2,270
		要介護者数 (人)	30	0	20	*	20	500	500	580
帰宅困難者数		直後 (人)	800	800	800	800	800	800	800	800
		1日後 (人)	0	0	800	800	800	800	800	800
		2日後 (人)	0	0	0	0	0	800	800	800
自力脱出困難者(要救出者) (人)		*	0	*	0	0	560	560	920	
ライフライン	上水道	断水人口(直後) (人)	210	0	80	*	80	21,010	21,010	25,170
	下水道	機能支障人口 (人)	670	180	440	410	410	2,240	2,240	4,190
	都市ガス	供給停止件数 (戸)	0	0	1,740	0	0	1,740	1,740	1,740
	LP ガス	供給支障数 (戸)	70	0	0	0	0	80	80	140
	電力	停電件数 (軒)	23,390	0	23,390	23,390	23,390	23,390	23,390	23,390
	通信	不通回線数 (回線)	10,070	0	10,070	10,070	10,070	10,220	10,240	10,300
エレベータ停止台数 (台)		10	0	*	*	*	10	10	10	
災害廃棄物物理量 (万t)		2	0	1	*	1	68	69	87	

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)

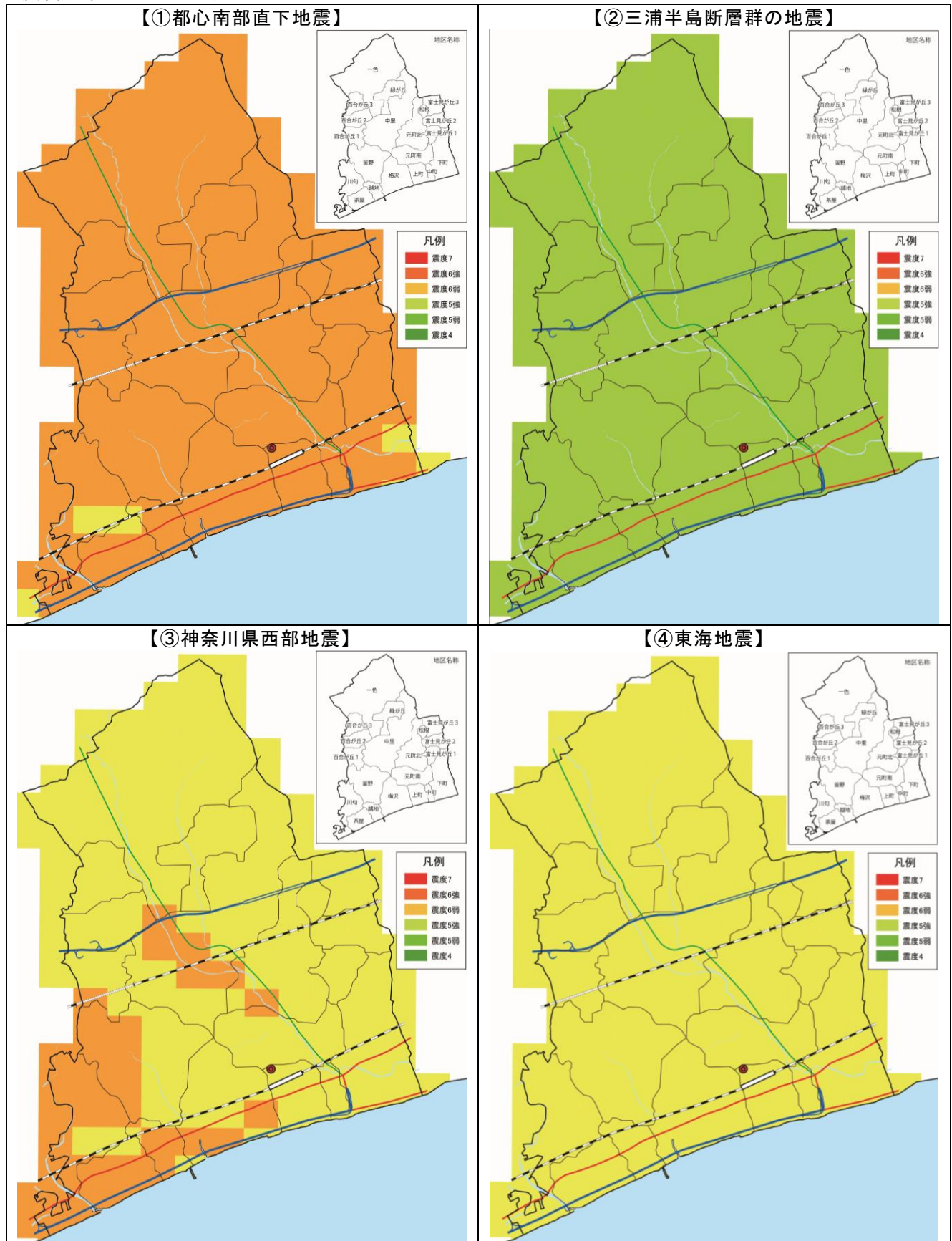
注)・冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。

・*: わずか(計算上0.5以上10未満) 0: 計算上0.5未満は0とした。

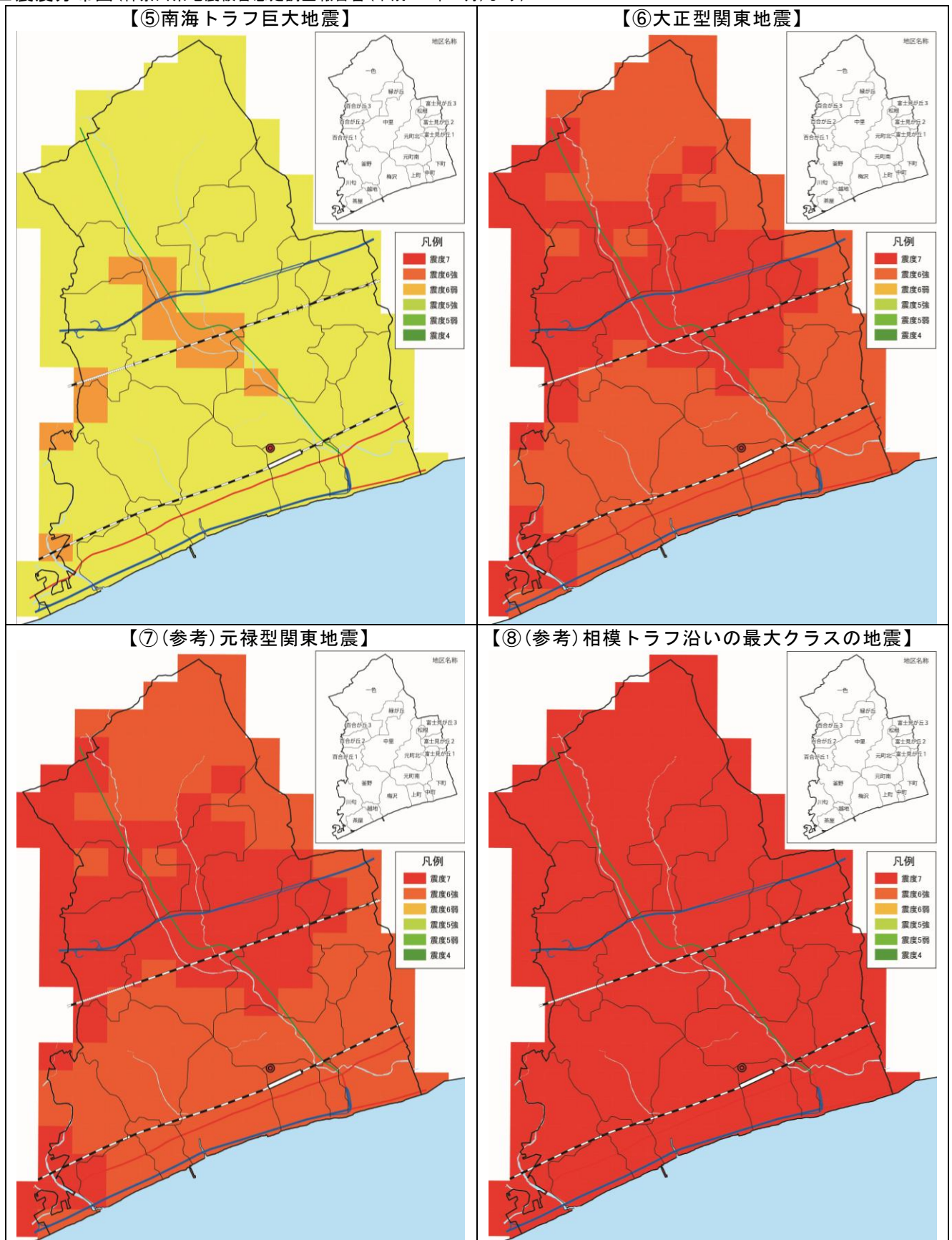
・各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計値は合わないことがある。

・要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

■震度分布図(神奈川県地震被害想定調査報告書(平成 27 年 3 月)より)



■震度分布図(神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)より)



2) 津波被害

○神奈川県においては、国の新たな知見を取り入れ、最大クラスの津波による浸水予測を行い、津波浸水予測図を平成 27 年 3 月に公表したところです。これによると、町としては、「d (参考) 相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)」が発生した場合に、最大 17.1m の津波が 3 分で到達すると予測されています。

○津波浸水予測図と対応する県の地震被害想定調査の結果より、町内の被害を抜粋し、次に示します。

■二宮町における津波被害想定調査結果

		a	b	c	d	e	f	g	h	
		神奈川県 西部地震	大正型 関東地震 タイプ	元禄型 関東地震 タイプ	相模トラフ 沿いの 海溝型 地震 (西側モデル)	相模トラフ 沿いの 海溝型 地震 (中央モデル)	慶長型 地震	明応型 地震	元禄関東地震 タイプと国府 津－松田断層 帯地震の連動 地震	
町域最大津波高さ※ ¹		(m)	2.8	7.2	10.3	17.1	7.6	5.2	3.0	11.2
町域最速最大津波到達時間※ ¹		(分)	6	3	6	3	14	46	46	3
建物被害※ ²	全壊軒数	(棟)	0	130	240	40	170	60	0	270
	半壊軒数	(棟)	40	40	20	0	20	80	50	30
	床上浸水	(棟)	10	0	0	0	0	0	*	0
	床下浸水	(棟)	0	0	0	0	0	0	0	0
死傷者数※ ²	死者数	(人)	0	330	600	90	300	10	0	680
	重症者数	(人)	*	0	0	0	0	0	0	0
	中等症者数	(人)	*	*	*	0	0	0	0	*
	軽症者数	(人)	*	*	*	0	*	*	*	*

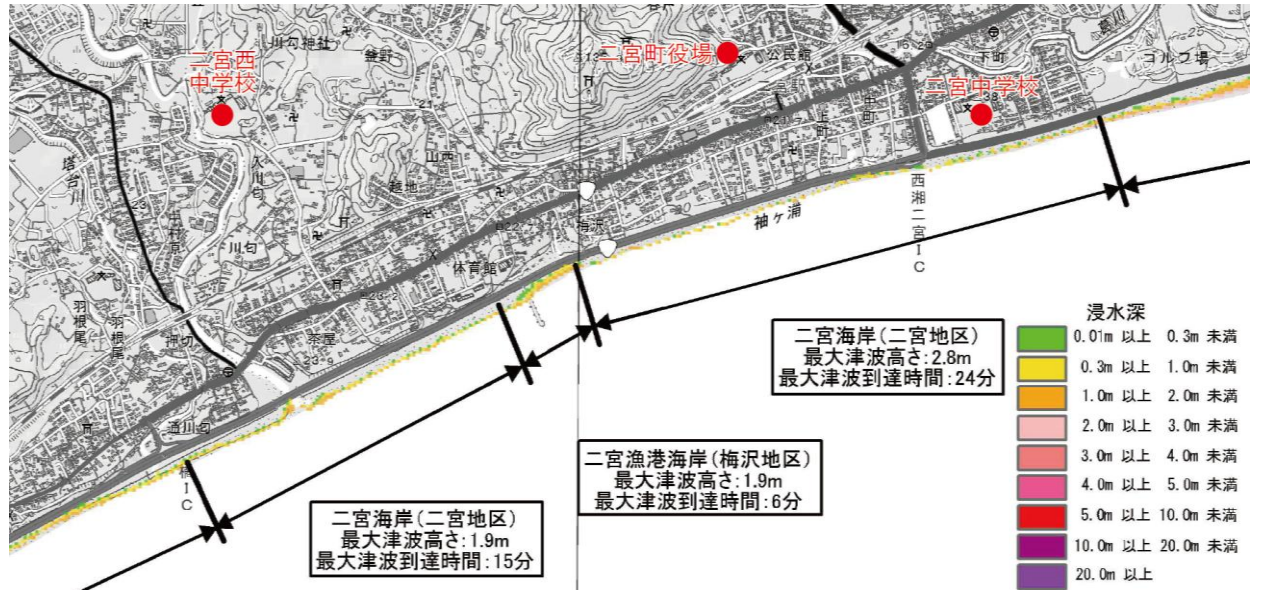
出典 ※¹：津波浸水予測図(平成 27 年 3 月 31 日公表(平成 27 年 6 月 22 日一部修正反映))

※²：神奈川県地震被害想定調査報告書(平成 27 年 3 月)

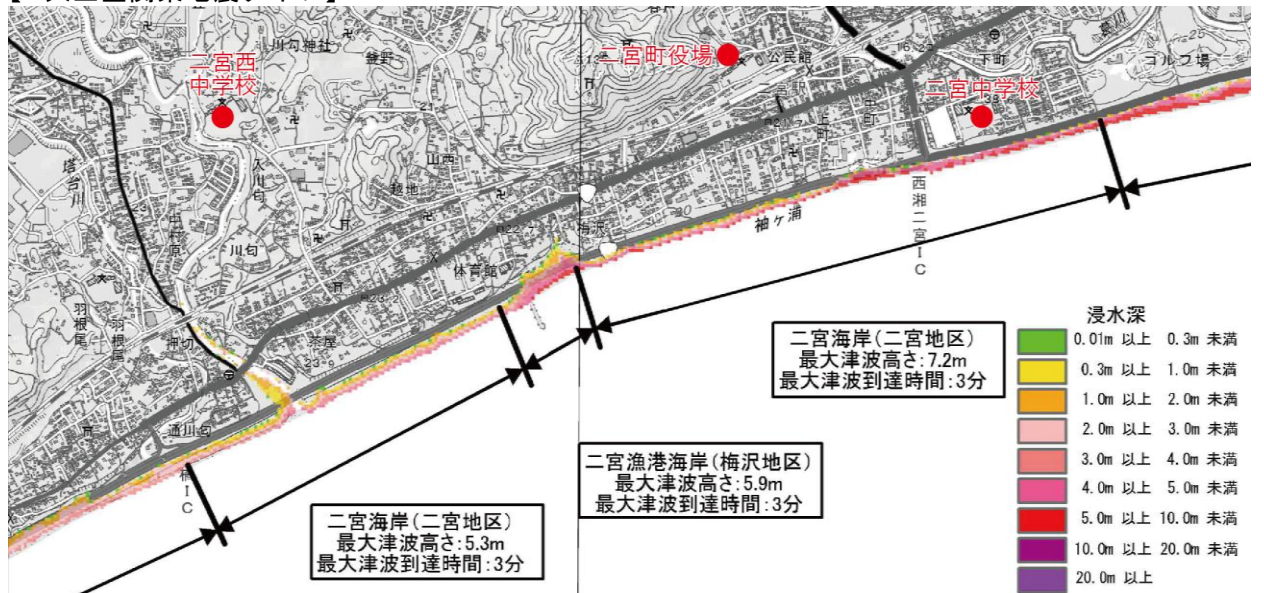
注)・「*」は、計算上 0.5 以上 10 未満、計算上 0.5 未満は「0」と標記。

■津波浸水予測図(神奈川県津波浸水予測図(平成27年3月)より)

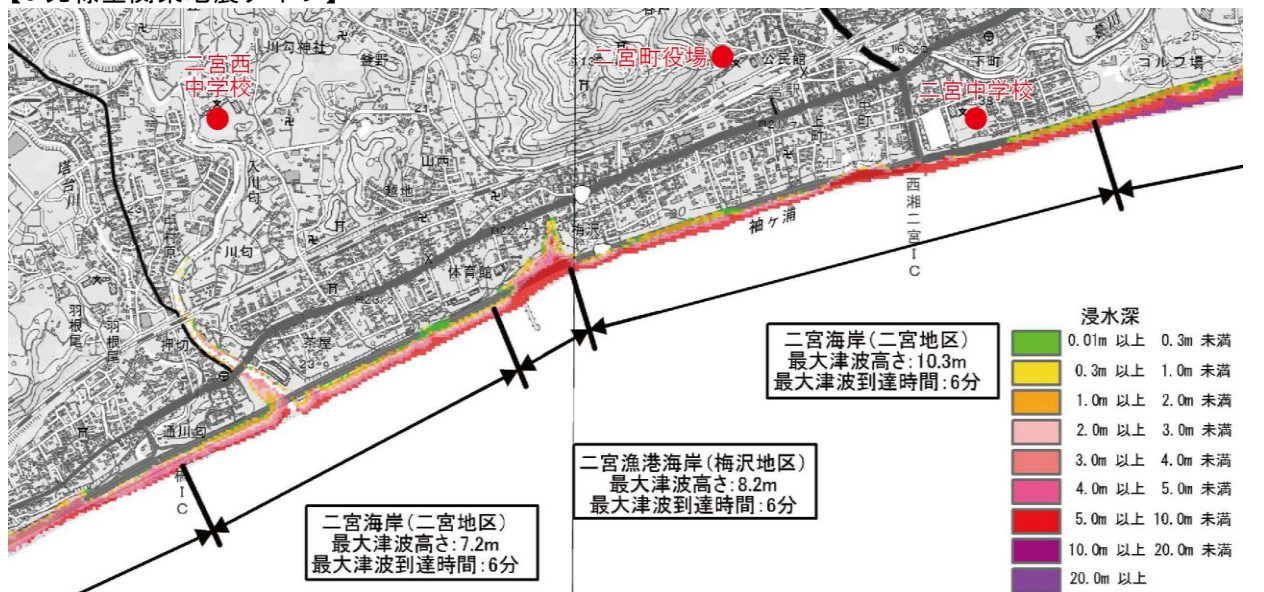
【a 神奈川県西部地震】



【b 大正型関東地震タイプ】

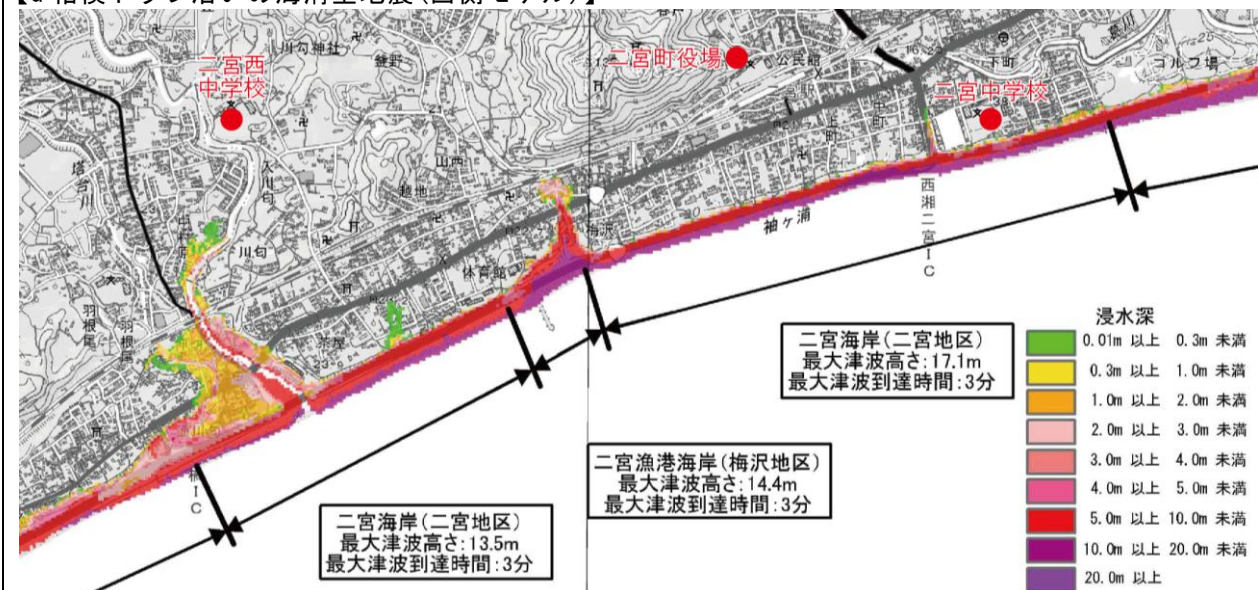


【c 元禄型関東地震タイプ】

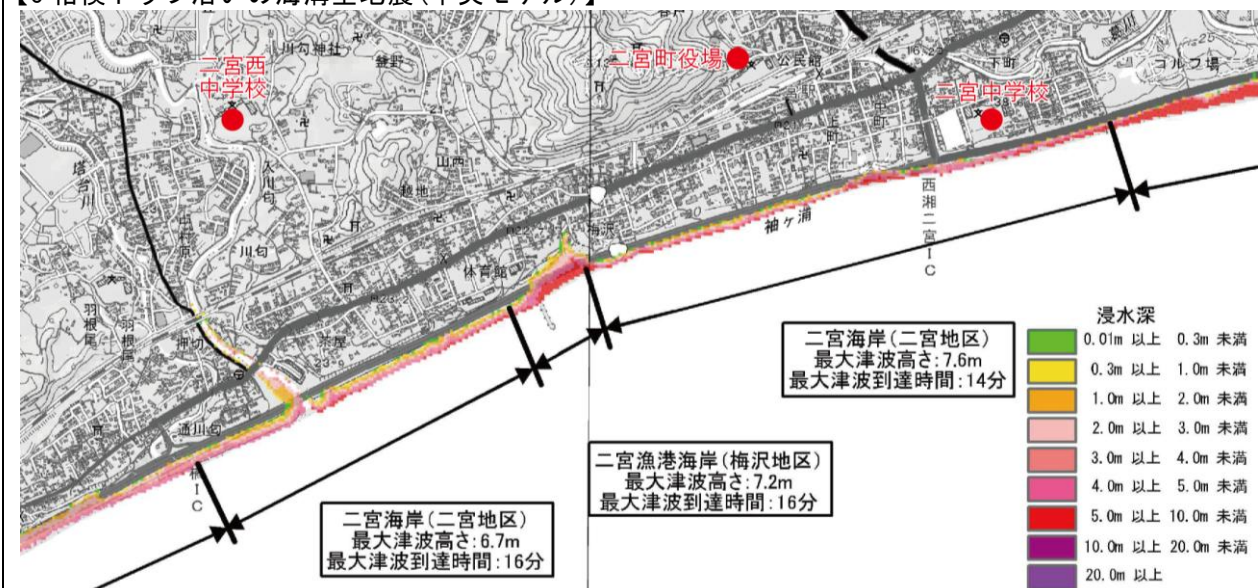


■ 津波浸水予測図 (神奈川県津波浸水予測図 (平成 27 年 3 月) より)

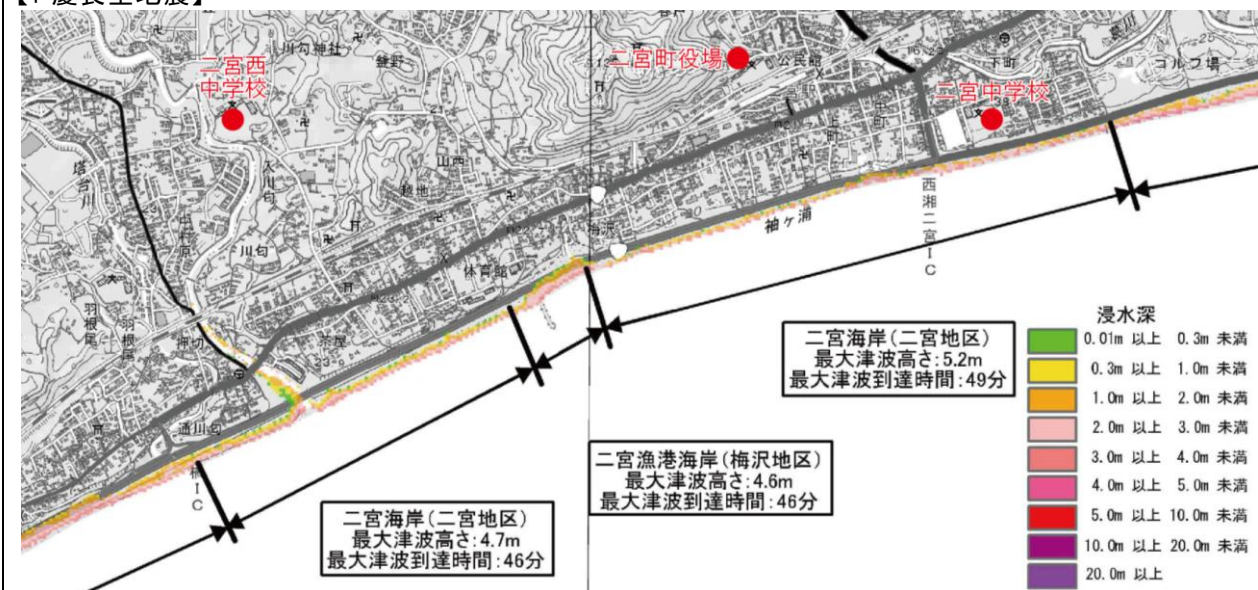
【d 相模トラフ沿いの海溝型地震 (西側モデル)】



【e 相模トラフ沿いの海溝型地震 (中央モデル)】

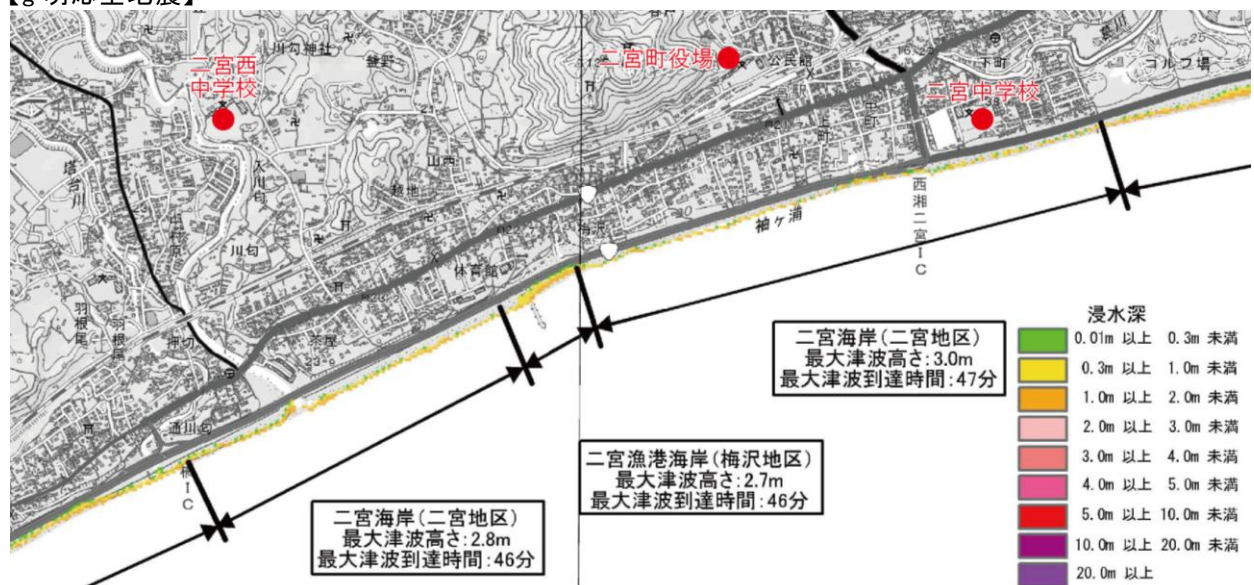


【f 慶長型地震】

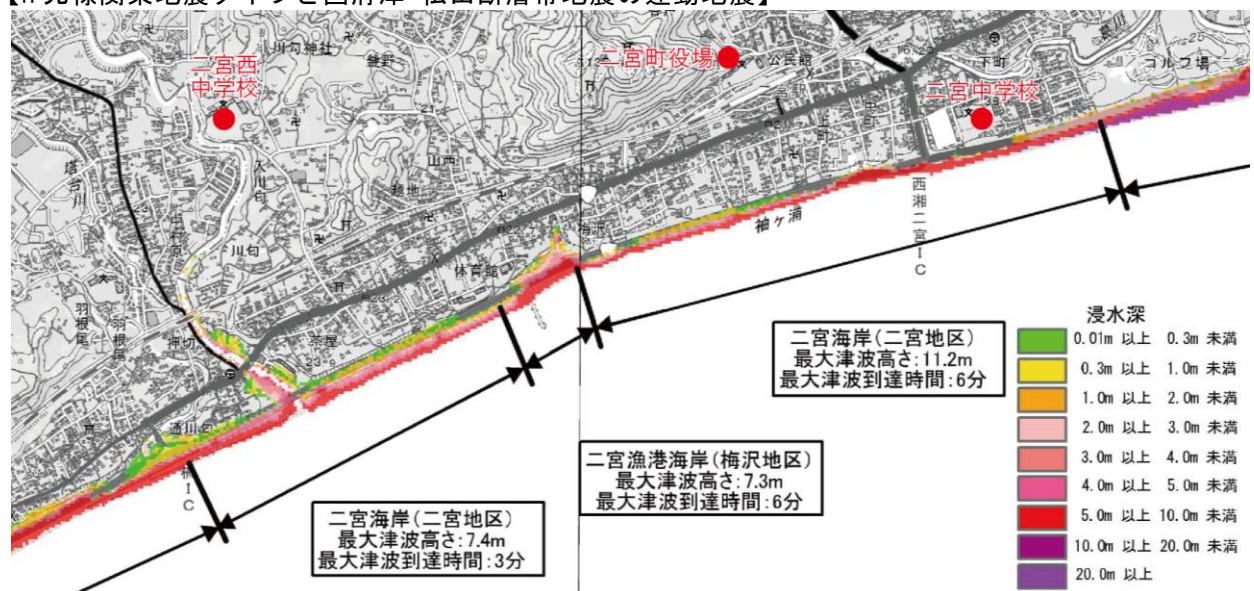


■津波浸水予測図(神奈川県津波浸水予測図(平成27年3月)より)

【g 明応型地震】



【h 元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯地震の連動地震】



第2章 都市の安全性の向上

災害対策の基本的な方策は、二宮町を災害に強い構造とすることです。二宮町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づく「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」、首都直下地震対策特別措置法第21条に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画の緊急対策区域」に指定されていることから、建築物の耐震性の強化及び津波に対する安全性の確保を促進し地震災害による被害の拡大を事前に防止する必要があります。

この計画は災害の発生に備え、町の都市計画及び公共事業等を実施するに当たり、都市の防災化を推進し、災害時において被害を最小限に防止するために必要な事項を定めます。

2-1. 計画的な土地利用と市街地整備の推進

(1) 災害に強いまちづくりの促進

- 住民等とのまちづくり活動及び防災まちづくり拠点等の地区公共施設整備を推進していきます。
- 町及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、地震災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとします。

(2) 防火地域の指定

- 震災への体質強化の一環として、地域の不燃化を図るため、延焼遮断帯、避難所、避難場所、緊急輸送路などを考慮し、都市計画法及び建築基準法に基づき、準防火地域等の指定拡大を図ります。

(3) 安全性に配慮した行政指導の実施

- 町は、災害の危険が予想される場所の宅地造成については、「二宮町開発指導要綱」等に基づき、県と連携を図りながら適切に指導を行います。

(4) 危険を回避した土地利用

- 地震等の被害が想定される区域など、災害に関する情報を住民に提供し、周知を図るとともに、法に基づく規制制度などを活用して、自然災害による被害発生の危険を回避した土地利用を促進します。

(5) 市街地の整備

- 公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図る土地区画整理事業を促進することにより、広幅員道路、公園緑地の整備や電線類の地中化等、市街地の防災性の向上を図ります。

2-2. 災害対策拠点及び防災空間の確保

(1) 災害応急対策拠点となる役場庁舎の整備

- 地震災害時に、災害対策本部を設置するとともに、応援職員の受け入れ、物資集積所など、災害応急対策の拠点及び周辺住民の一時待避所となる役場庁舎を整備します。
- 役場庁舎には、災害対策室や災害対策本部室、オペレーションルームなど、職員や応援職員を含めた情報集約、指揮統制の拠点となる部屋を整備します。
- また、過去の大災害から、自衛隊や県外自治体職員を含めた多くの応援職員が集まることが想定されるため、応援職員執務室を整備するほか、国などからのプッシュ型支援物資を集積できる物資集積所も整備します。
- 開庁時の発災も想定されることから避難路を確保するほか、発災後の混乱期に一時的に避難してくる方を受け入れる一時待避所を屋外だけでなく屋内にも整備し、要配慮者をはじめとした避難者の受入体制を整えます。
- また、現在役場以外の場所に分散配備している防災備蓄品を役場庁舎内にも備蓄できるよう防災備蓄倉庫等も確保します。
- 役場庁舎内に整備する具体的な災害応急対策拠点施設の名称、利用手続（開設時期）、応急対策（対応内容）は以下のとおりとし、本計画に基づき迅速かつ的確に運用します。

1. 災害対策本部室

- 【利用手続】災害警戒本部及び災害対策本部の設置決定後、所定の本部要員を招集して本部室とする。
- 【応急対策】災害に関する規模、被害、対応等、災害対応に必要な情報を集約するとともに、定期的に本部会議を開催し、町の方針等を決定する。

2. 災害対策室

- 【利用手続】二宮町初動指針に定める2号配備以上の非常配備が発令された際、非常体制として利用を開始する。
- 【応急対策】各部屋の役割は以下のとおりとする。
 - 町長室…「本部員調整室」：3役が常駐し、本部会議以外での緊急対応案件を調整する。
 - 副町長室…「応援対応部」：応援対応班が常駐し、協定先との連絡調整や救援隊の受入及び派遣要請について、統制部及び総務部と調整して実施する。
 - 公室…「総務部」：総務部のうち、被害調査班、安否情報班が常駐し、被害情報や

安否情報を他の総務部と共有する。

議場兼委員会室…「救護部」「避難部」：救護部及び避難部が常駐し、広域避難所及び福祉避難所の開設及び運営の指揮、救急医療情報等の把握等を行う。

3. オペレーションルーム

【利用手続】災害警戒本部及び災害対策本部の設置に伴い稼働する。

【応急対策】災害に関する規模、被害、対応等、災害警戒及び災害対応に必要な情報を収集し、リアルタイムで災害対策本部へ共有する。

4. 応援職員執務室

【利用手続】被害が相当程度に及び、災害対策本部で応援要請が決定した後に開設する。

【応急対策】他自治体や民間組織を含めた応援職員の待機及び執務場所として開設する。

5. 物資集積所

【利用手続】本部長（町長）の指示により開設する。

【応急対策】町内を含む外部からの支援物資を一時的に集積し、広域避難所をはじめとした配送箇所に搬送する拠点となる。なお、担当部からの物資分配計画に基づき搬出を実施する。

6. 避難路

【利用手続】災害発生時に、館内放送等で来庁者及び職員に対し役場庁舎からの避難を指示する。建物の安全性が確認できた後は、一時待避所への避難路として利用する。

【応急対策】誘導員の指示のもと、役場庁舎内にいる来庁者及び職員を避難場所に誘導し、建物の安全性を確認後、一時待避所へ誘導するなど段階的に庁舎機能を再開させる。

7. 一時待避所

【利用手続】本部長（町長）の指示により開設する。

【応急対策】建物の安全性を確認後、近隣住民や帰宅困難者の安全を確保できる一時的な避難スペースとして開設する。

8. 拠点避難地

【利用手続】 本部長(町長)の指示により開設する。

【応急対策】 災害発生後、近隣住民や帰宅困難者の緊急避難場所及び広域避難所へ至るとなるよう、夜間照明や備蓄倉庫等を備えた拠点として開設する。

9. 防災備蓄庫、災害対策資機材室

【利用手続】 防災備蓄倉庫は防災安全課が、災害対策資機材室は都市整備課が平時から管理する。災害対策本部設置後は、それぞれ広報財務部及び都市部が管理し、必要な資機材を計画的に払い出す。

【応急対策】 平時から備蓄庫には非常食や水、毛布、簡易トイレ等の備蓄品を、資機材室にはチェーンソーやスコップ等の工具類を格納し、発災初動期に遅滞なく必要物品が利用できるようにする。

災害時における機能レイアウト				
通常時	非常時	面積(㎡)	箇所	備考
災害対策本部室	災害対策本部室	115.69	北棟 2F	災害対策本部
公室	災害対策室	29.30	北棟 2F	総務部
議場兼委員会室	災害対策室	186.61	北棟 3F	救護部、避難部
防災安全課・総務課	オペレーションルーム	29.51	北棟 2F	
3階A会議室	応援職員執務室	87.90	北棟 3F	
3階B会議室	応援職員執務室	48.52	北棟 3F	
管理室/図書室	応援職員執務室	19.90	北棟 3F	
会議室兼休憩室	応援職員執務室	90.15	北棟 3F	
前室兼会議室	応援職員執務室	31.22	北棟 3F	
会議室兼作業室	物資集積所	35.83	北棟 1F	
ともしびショップ	物資集積所	46.34	北棟 1F	
相談室(2か所)	物資集積所	28.24	北棟 1F	
多目的室	物資集積所	91.91	南棟 1F	
相談室(2か所)	物資集積所	27.36	南棟 1F	
相談室兼授乳室	物資集積所	9.00	南棟 1F	
相談室	物資集積所	12.75	北棟 2F	
打合せスペース	物資集積所	12.07	北棟 2F	
2階会議室	物資集積所	49.08	北棟 2F	
南棟1階廊下	避難路	84.51	南棟 1F	
南棟2階廊下階段	避難路	81.62	南棟 2F	
構内通路	避難路	728.87	外構	
のびのびルーム	一時待避所	44.55	南棟 1F	
教室A、B/相談室/会議室	一時待避所	120.89	南棟 2F	
南北側駐車場	拠点避難地	1,903.00	外構	
都市部書庫・資材倉庫	災害対策資機材室	87.65	北棟 2F	
防災倉庫	防災備蓄倉庫	90.18	北棟 3F	
非常時施設名及びその面積				
施設名	面積(㎡)	施設名	面積(㎡)	
災害対策本部室	115.69	物資集積所	490.41	
災害対策室	287.86	避難路	895.00	
オペレーションルーム	29.51	一時待避所	2,068.44	
応援職員執務室	379.98	防災備蓄倉庫、災害対策資機材室	177.83	

(2) 指定避難所と指定緊急避難場所の維持

- 大規模地震時の火災や家屋の倒壊等で生活基盤が失われた住民のために、広域避難所を設けるとともに、一時的避難のための広域避難場所や一時避難場所、災害時地区本部を指定しています。
- なお、町においては、災害対策基本法への対応として、災害の種類に対応して、広域避難所から指定避難所、広域避難場所から指定緊急避難場所を指定しています。
- 今後は、自主防災組織との連携を強めるとともに、施設機能の維持、資機材の更新・追加を推進していきます。

■広域避難所等の定義

広域避難所	・地域住民が避難生活できる場所であり、防災資機材が備蓄されています ・また、町職員も配備され、町災害対策本部からの情報や災害復旧等の情報を得ることができます ※町内小中学校及び高校は広域避難場所も兼ねています
広域避難場所	・大規模な火災などから避難をする場所(広場・グラウンド)です
一時避難場所	・地震等の災害時に一時的に避難する場所です ・安全確認後、帰宅又は広域避難所への移動を行います
災害時地区本部	・地区の自主防災部長が常駐する一時避難所等です ・また、地区内における情報集約及び伝達活動や広域避難所との情報受伝達を行う基地となります

(3) 公園の整備

- 防災空地を兼ねた公園、緑地、児童遊園地等の確保に努めるほか、自主防災組織と連携して防災倉庫の設置等により防災対策に努めます。
- 防災まちづくりの一環として、防災機能を兼ねた公園等を整備するとともに、緩衝地帯として防災効果の高い緑地等の整備に努めます。

2-3. 道路、橋りょう等の安全対策

(1) 道路の整備

- 防災性の高いまちづくりを進めるため、「二宮町狭あい道路整備拡幅要綱」等に基づき、道路の整備を進めます。特に幅員4m以下の狭い道路は、避難、救助・救出活動や消防活動の支障となるおそれがあるため、改善に努めます。
- 現在、二宮町では避難路の指定はなく、自由避難の方法を採用していることから、避難時には、町職員、警察官等の誘導指示で安全な道路を利用して避難することになっています。今後の課題として、市街地の木造住宅密集地と、延焼危険地区の避難用、指定緊急避難場所へのアクセス用や焼け止まり用として機能できる道路整備の検討を進めます。

(2) 橋りょうの整備

- 町内の橋りょうのうち、老朽化した橋りょうや耐震性の低い橋りょうは、震災発生時の避難、緊急物資の輸送などに支障となるので、河川・道路・鉄道の各管理者と協議し補修等整備促進を図るとともに、落橋防止措置等を推進していきます。

(3) 鉄道施設の整備

- 鉄道事業者は、鉄道施設の耐震化等を進め、防災性のより一層の向上を図ります。

2-4. 津波対策

(1) 津波に強いまちづくり

- 「津波対策の推進に関する法律(平成 23 年法律第 77 号)」に基づき、津波に関する防災教育及び訓練の実施、避難場所の指定等の津波避難対策を実施します。
- 地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、庁内関係部局が緊密に連携した計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めます。
- 津波浸水想定を反映した津波ハザードマップの作成や津波災害警戒区域の指定の促進など、「津波防災地域づくりに関する法律」の適切な運用に努めます。
- 行政関連施設や要配慮者等施設について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、行政関連施設をやむを得ず設置する場合は、施設の耐浪化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図ります。
- 町及び県等は、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報、避難指示、津波浸水予測の数値等の意味や内容、徒歩避難の原則、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し住民等にわかりやすく継続的に周知します。特に「津波防災の日」(11 月 5 日)においては、積極的に広報を実施します。
- 県では、沿岸住民や海浜利用者の安全確保を第一に考え、地域の地勢、景観、利用実態にあわせた海岸保全施設の整備を計画的に進めるとともに、情報の伝達体制や避難対策の充実に協力する計画となっています。

(2) 伝達体制等の整備

- 避難指示等を迅速確実に実施するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)・Lアラート(災害情報共有システム)及び防災行政用無線の同報系や移動系子局の整備の推進、戸別受信機の設置の推進、休日・夜間でも迅速な受伝達が可能な組織体制を確立します。
- 沿岸地域では、町・関係機関・自主防災組織等が、相互協調して役割分担を定めて、津波予報区の相模湾・三浦半島に津波注意報が発表された時は、直ちに海面監視を行い、津波等の異常発見と情報連絡に努めるよう、体制の確立を図ります。
- 町と県は、民間団体と連携し、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる方や聴覚に障害を持った方たちなどにも津波警報等が伝わるように、国における検討会での結果を踏まえた旗による視覚に訴える情報伝達を行うとともに、伝達方法の統一的な運用を図ります。

(3) 避難対策

○津波発生時における適切な避難対策を実施するため、新たな津波浸水想定図※を踏まえ、指定緊急避難場所、誘導標識等の整備を進めるとともに、「避難情報に関するガイドライン」や地域の実情を踏まえて、避難指示（緊急）の発令基準や具体的な運用などを定めます。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝えるための体制の確保に努めます。

○町職員、消防職・団員、警察官など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールの作成や周知に努めます。

○津波災害警戒区域に指定されたことから、以下の事項を定めていきます。

ア警戒区域ごとに津波情報等の収集及び伝達並びに津波警報等の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波に係る防災訓練に関する事項その他警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ警戒区域内の、次の施設（以下、「避難促進施設」という。）であって、利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものの名称及び所在地

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）

(イ) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）

ウ市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波情報等及び津波警報等の伝達に関する事項

○新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対策に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。

※津波浸水想定図

神奈川県では、沿岸地域における「津波高さ」又は「浸水域」が最大となる、合計5つの地震による津波浸水予測図を基に、浸水域と浸水深が最大となるよう、重ね合わせた図面を津波浸水想定図として作成・設定(平成27年3月)

(4) 要配慮者対策

- やむを得ず浸水のおそれがある場所に要配慮者に関わる施設を整備する場合は、施設に安全なスペースの整備等に努めます。

- 避難行動要支援者名簿を作成し、名簿情報について避難行動要支援者※の同意を得ることにより、あらかじめ避難支援に携わる関係者との情報の共有を行い、さらに、外国人、妊産婦等も含めた要配慮者の円滑かつ迅速な避難を図る観点より、町の防災・福祉等の関係部署や地域の介護・福祉に関する職種団体と連携し個別避難計画の作成に努めます。

- 沿岸部に位置する社会福祉施設等の管理者等は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、津波浸水想定等を踏まえ、津波発生時の避難対応を含めた非常災害対策計画等を作成し、津波の発生を想定した避難訓練を実施するとともに、防災組織を強化し、町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。

(5) 津波に関する知識の普及

- 津波浸水想定及び津波ハザードマップ作成の手引きを踏まえて津波ハザードマップを作成し、住民等への周知を図ります。

- 津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における活用等を通じて、津波浸水想定や津波ハザードマップの内容を理解してもらうよう努めます。

- 町職員に対して地震防災上必要な知識の教育を行います。特に津波知識に関しては、南海トラフ地震等が町に及ぼす被害、津波の特性、発災時の行動、職員としての役割や、地震の対策・課題等に関わる知識を得られるよう努めます。

※避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する人「要配慮者」のうち、発災時や発災のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者、その円滑や避難のために支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

(6) 津波訓練の実施

- 町と県は、警察、消防、海上保安庁や民間の救護組織等と連携して、津波情報伝達訓練、避難訓練等を実施します。
- 町と県は、南海トラフや相模トラフ等で発生が懸念される最大クラスの津波やその到達時間、夜間等の様々な条件に配慮し、津波警報等や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等、具体的かつ実践的な訓練を継続的に実施します。また、居住地、職場、学校等における避難訓練の実施の必要性等の周知に努めます。

2-5. がけ崩れ対策等の推進

(1) 土砂災害警戒区域等における警戒・避難対策

- 町は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を周知するため、「二宮町ハザードマップ」等を作成します。
- 町は、土砂災害警戒区域における警戒・避難対策として、地震後の降雨による土砂災害にも備えるため、土砂災害警戒情報等を用いた高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）の発令基準及び発令対象地区の設定とともに、避難地区の指定避難経路の設定、避難所の指定を進めます。また、警戒区域に居住する地域住民や要配慮者利用施設の関係者等に対する周知徹底に努めます。
- 町は、土砂災害のおそれがある箇所把握に努め、必要に応じて点検・パトロール等を行います。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の災害防止

- 急傾斜地や、これらに隣接する土地のうち、斜面の崩壊により住民の生命に危害が生じる恐れのある区域については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」第3条第1項に基づき県知事が町長の意見を聴いて「急傾斜地崩壊危険区域」として指定し、県が事業主体となり急傾斜地崩壊防止工事を実施するとともに切土や立木の伐採等の行為の制限を行います。

(3) 山地の災害防止

- 県は、森林の有する公益的機能の維持増進を通じて、山地災害から県民の生命や財産を守り、水源かん養等を図るため、保安林指定地の治山事業を計画的に進めますが、町は、その事業の推進に協力します。

2-6. ライフラインの安全対策

(1) 上水道施設

○二宮町の上水道は、県企業庁が給水しています。県企業庁は、安全で良質な水の安定的な供給のため、浄水場、配水池などの主要水道施設及び管路の耐震化を進めるとともに、災害時における飲料水の確保に努め、関係事業者間の連携、応急給水体制の整備などを行っています。

(2) 下水道施設

○公共下水道管渠は、二宮町が設置・管理、流域下水道管渠・ポンプ場・処理施設は、神奈川県が設置・管理しています。

さらに、ポンプ場・処理場施設と流入・流出管の接合部の不等沈下、震動による損傷防止のため耐震化を促進しています。また被害を受けた場合に備え、関係機関、協力団体からの人員派遣、機材の調達等の応援体制を確立します。

(3) 電気施設

○東京電力パワーグリッド（株）では、災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化を進めています。事業者は、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害情報の収集体制と町災害対策本部への情報連絡体制と応急対策の広報体制確立、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

○県は、災害時に電気を供給することができる太陽光発電設備などの導入や、電気自動車・燃料電池自動車などの分散型電源の普及促進を図っています。

(4) ガス施設

○小田原ガス（株）は、「供給所、整圧所設備の耐震化」「供給設備の耐震化」「ガス施設の点検」「ガス導管網の地域ブロック化計画」により、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とする各種整備・点検を進めます。

○L P ガス(液化石油ガス)事業者は、L P ガス消費者等の施設に、ガス放出防止器等の地震対策設備を設置することにより、L P ガスによる2次被害の防止を図るとともに、早期復旧を可能とする各種整備・点検を進めます。

(5) 通信サービス

○通信サービス事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。

また、輻輳対策として、東日本電信電話（株）は「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」を運用することとしています。

○町では、FAX、インターネット、災害時優先電話、専用回線等の通信手段の整備・拡充を図るとともに、広域避難地への災害時優先電話の設置を検討します。

また庁舎内電話交換システムの耐震化、2重化、ループ化で災害時の信頼性向上と、住民からの問い合わせ電話の殺到による回線の輻輳を避け、災害時優先電話を確保する方策を検討整備します。

2-7. 液状化対策

(1) 液状化危険地域の分布

○県では、平成 25 年度から 26 年度に実施した地震被害想定調査の中で、液状化の可能性を想定し、地震被害想定調査結果として広く県民に情報を提供しています。

県の地震被害想定調査結果によると、二宮町においては、液状化の発生する可能性のある地域は海岸沿いの狭い範囲と一色地区の一部に分布している程度です。

また、(公財)神奈川県都市整備技術センターでは、県内の公共事業で行われた地質調査結果を電子的に一元管理し、その情報を更新するとともに公開しています。

(2) 液状化予防対策

○町は、地震において液状化現象の発生が予想される地域にある公共施設については、適切な液状化対策を講じることにより被害の軽減に努めるとともに、その他の一般建築物については対策知識の普及を図ります。

2-8. 危険物等施設の安全対策

(1) 事業者に対する指導

○町は、危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施等、必要な対策を講じるよう、県及び関係機関の協力を得て指導します。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進します。

(2) 事業所の指導

○町は、事業所に対し、危険物施設等からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、施設等の耐震化、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備等必要な対策を講じるよう、県及び関係機関の協力を得て指導します。

2-9. 建築物等の安全確保対策

(1) 建築物の耐震化等

- 民間建築物の耐震化を進めるため、耐震診断の実施、適切な耐震補強方法の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、建替え等の促進に努め、避難地、避難経路等の周辺建築物の耐震化促進策について検討します。
- また、町は県と連携して住宅の耐震化を誘導するとともに、既存木造建築物の耐震診断や耐震改修等を促進するため、耐震相談会等を開催します。
- 公共施設は、災害時に応急対策活動等の拠点となる重要な施設です。公共施設では、順次耐震診断を実施し、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づいて、施設の耐震化・不燃化構造化とするよう努めます。

(2) 落下物等の防止

- 窓ガラス・広告塔・看板等は、地震の際に脱落し、特に通行量が多い市街地の道路に面した建築物からの落下被害が予測されることから、震災対策の観点から、町は人的被害防止策や飛散防止措置等の啓発に努めます。
- ブロック塀、自動販売機等の転倒防止対策は、原則として所有者・管理者等が行わなければならないものですが、町は生け垣の推進、自動販売機の転倒防止のための固定措置など、必要な地震防災対策の啓発に努めます。

(3) その他安全対策

- 建築物の防火対策として、町は県と連携して感震ブレーカーの設置促進に関する取組の検討を進めます。

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえます。

この計画は、地震発生時に住民及び防災関係機関が速やかに応急対策活動を講じられるよう、平常時に実施すべき事前対策を定めます。

3-1. 災害時情報の収集・提供体制の拡充

(1) 災害情報受伝達体制の充実

- 住民等への確実な情報伝達のため、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及びLアラート(災害情報共有システム)の着実な運用に努めます。また、支援情報は、要配慮者等にも配慮した提供方法とするよう努めながら、収集した情報を有効活用できるような体制整備を図ります。
- 指定避難所等の防災拠点への情報提供は、防災行政無線の双方向通信により、また、不特定多数の人が情報を得やすいインターネットや防災メール等の活用を図ります。
- 町と防災関係機関は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
- 県は、災害時の情報収集、伝達体制を充実するため、現状システムの課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めています。また、「災害情報管理システム」の再整備により、情報収集能力及び関係機関との情報共有の機能の強化、情報提供のさらなる推進に取り組んでいます。

(2) 被災者支援に関する体制整備等

- 罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制整備の検討を行います。
- 東日本電信電話(株)が運用する災害用伝言ダイヤル「171」等や携帯電話事業者等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知を図ります。
- 町と県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方自治体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備を進めます。

(3) 報道機関との協力体制の確立

○報道機関等の協力のもと、発災時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図ります。

(4) 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

○防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保します。

3-2. 災害対策本部等組織体制の拡充

(1) 組織体制の充実等

- 町と防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部の充実等、防災組織体制の充実を図ります。
- あらゆる場面を想定した災害対策本部の設置運用訓練、職員の参集訓練等を重ね、非常時の業務が円滑に実施できるよう努めるとともに、県災害対策本部や各種防災関係機関との連携を一層高めます。
- 県や国との連絡体制の拡充を図るとともに、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部等防災組織と連絡体制の充実を図ります。

(2) 災害対策本部の強化・機能代替性の確保

- 防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。また、通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保に努めます。
- 災害対策本部室(役場庁舎内)が被災した場合を想定して、消防本部防災対策室を機能代替施設とし、施設・設備の充実強化を図ります。

(3) 業務継続体制の確保

- 県、町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保と省エネルギー化に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努めます。
- 町職員に対する防災教育や「職員初動指針」の点検を行うとともに、「二宮町業務継続計画(BCP)」の策定により、業務継続体制の確保を図ります。
- 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用等による人材確保に努めます。
- 職員の感染症対策のため、適切な空間の確保、施設・設備の充実強化に努めます。

3-3. 救助・救急、消火活動体制の拡充

(1) 消防力の強化

- 地震時の広域的な火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について事前計画を策定します。また、出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備や住宅用火災警報器の設置・普及を図ります。
- 消防本部・消防署は、救助・救急・消火活動の中核として、機能が発揮できるよう消防力確保のため、資機材や消防ポンプ車等消防装備の拡充に努めるとともに、大規模災害等に備え、周辺市町との連携強化を図ります。
- 消防本部は、大規模災害等発生時の対応として、消防などの広域的な応援や他の自治体からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れられるよう、災害時広域受援計画を策定するとともに、緊急消防援助隊との連携を図るなど広域応援体制を確立し、広域的な火災防ぎょ活動と住民救出活動の適切で効果的な実施を図るため、消防計画の改定や、出火・延焼拡大予防のため初期消火等の指導の徹底、消防職・団員の教育訓練の充実、消防力の整備強化と消防水利耐震性向上など整備を図ります。

(2) 救護活動用設備等の整備

- 消防本部は、消防力の充実強化のため、高規格救急車等消防用施設・設備の整備を進めるとともに、県及び町、医師会(中郡医師会二宮班・平塚歯科医師会二宮地区)・平塚中郡薬剤師会二宮地区など関係機関と連携し、災害時にも対応できる体制とします。
また、災害時の救助や重傷者搬送用に、県が導入する災害時の救助や重傷者搬送用にドクターヘリを有効活用し、救助・救急の機動性を高めます。
- 消防本部は、大規模地震時に予想される建物倒壊等による救出活動のため、救助資機材を計画的に整備し、震災を想定した救助訓練に努めます。

(3) 応急医療体制の整備

- 緊急事態発生時の対応を医師会と連携し、町長は、大規模災害発生時に医師会に直ちに出動要請を行い、町と医師会医療救護班が直ちに対応できる体制を整備するとともに、町内在住医師の協力による夜間・休日における対応体制の構築を図ります。
- 「医療救護班の編成」「医療救護班の配備」を明確にした初動医療体制を構築するとともに、災害発生時は、生涯学習センター(ラディアン)に、中央応急救護所を開設し、医師会の協力で応急医療を行います。
- 中央応急救護所で手当を受けた傷病者のうち、重傷者は、医師会の協力のもとに、東海大学大磯病院を後方収容施設(2次医療機関)に指定し、連絡体制や傷病者の搬送体制の整備を図るとともに、更なる後方収容施設の確保に努めます。
なお、この体制は、専用回線等の整備や傷病者のヘリコプターでの搬送等を関係機関と協議して、災害時マニュアルや協定締結の整備を促進します。
- 医療救護班が使用する医薬品や医療資器材は、医師会、薬剤師会等の協力を得て確保するとともに、生涯学習センター(ラディアン)と東海大学大磯病院に備蓄しておきます。なお、不足する医薬品と医療資器材等は、業者の協力で入手できるよう、あらかじめ協定を締結するようにします。

(4) 自主防災体制の整備

- 「一人の犠牲者も出さない」ためには、町民と町防災関係機関が一体となり、防災体制を構築することが必要です。そのため、町はパンフレット・広報紙・防災行事等のあらゆる機会をとらえ、地区を主体として住民の自主的な防災組織の育成を進めるとともに、「二宮町自主防災組織活動マニュアル作成手引き」を作成しています。
- 地区ごとに自主防災組織の育成を行い、防災力の強化を図るとともに、津波災害が発生する可能性のある地域(中村川河口付近、梅沢川河口付近)で重点的指導を行います。
- 自主防災組織は、防災訓練を自主的に計画し、個別訓練を積み上げることで、組織訓練の充実を図るとともに、町総合防災訓練に参加し災害時対応に備えます。
- ジェンダー平等の観点から、自主防災組織や防災リーダーへの女性の参画を推進に取り組みます。

3-4. 警備・救助対策

(1) 災害時の対応と任務

○大磯警察署を含む県警察は、大規模災害等が発生した場合、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、町民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の安全を期します。

(2) 救出救助用資機材運搬の整備

○大磯警察署を含む県警察は、大規模災害等発生時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池、その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。

(3) 警備体制の充実

○大磯警察署を含む県警察は、大規模災害等発生時における犯罪、事故等を防止し、社会秩序の維持を図るため、警備体制の拡充に努めます。

3-5. 避難対策

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備

- 災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所(福祉避難所を含む)を指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めます。
- 災害等で被災し生活ができなくなった方が一時的に生活をすることができ、災害対策本部からの情報等を得られる指定避難所については、デジタル化による双方向通信可能な町内の公共施設に開設します。
- 災害等でその地域の住民が一時的に避難をする指定緊急避難場所として、災害種別に応じ、町内に延べ13ヶ所を指定していますが、新たに指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担の明確化を図ります。
- 指定されている施設の管理者は、当該施設のバリアフリー化に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努めます。

(2) 避難計画の策定

- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努めます。
- 社会福祉施設等の管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定(介護保険法等)や災害に対応するための災害ごとの規定(水防法等)に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画等の作成や避難訓練を実施し、町はその支援に努めます。
- 災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、自主防災組織による避難計画の策定について必要な助言や指導を行います。
- 自主防災組織は、災害時にがけ崩れや、家屋倒壊等で遮断されたりする場合を考慮し、あらかじめ複数の避難経路を定めておきます。

(3) 避難訓練の実施

- 総合防災訓練等を通じて、自主防災組織と協力して指定緊急避難場所への住民参加の避難訓練や避難所運営訓練を行います。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。

(4) 避難所の運営管理

- 町は、「指定避難所・指定緊急避難所運営マニュアル」の作成及び「中央応急救護所運営マニュアル」「福祉避難所運営マニュアル」による避難所運営を行うとともに、要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表や施設管理者、県とも連携し、避難所の円滑な運営管理を行います。
- 県の避難所マニュアル策定指針などを参考に、被災者が安心して避難所で避難生活を送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備など、必要な対策に努めます。
- 避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、性的マイノリティの方への配慮、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮する必要があります。
- 災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めます。
- ジェンダー平等の観点から、避難所配備職員への女性職員の配置、着替えや授乳等のスペースの確保など、男女のニーズの違いにおける女性の視点に立った避難所運営に努めます。

(5) 避難所外避難者への対策

- 関係省庁等と連携し、県避難所マニュアル策定指針などを参考に、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めます。

(6) 住民への周知

- 地震災害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう、地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法についてあらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について説明するよう努めます。また、二次被害防止のため、避難する際

のブレーカーの遮断、ガスの閉塞が確実に実施されるよう、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努めます。

- 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めます。また、沿岸地域においては、津波情報看板や標高・海拔表示板などを利用して津波に関する情報を併せて表示するなどの工夫に努めます。

(7) 避難訓練

- 指定緊急避難場所への住民参加の避難訓練を実施し、発災時における混乱防止を図ります。

(8) 応急仮設住宅等

- 従来のプレハブ型の応急仮設住宅のほかに、地元の工務店等を活用した新たな工法や供給体制についても検討します。
- 災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ関係団体とも調整のうえ体制を整備します。
- 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

(9) ペット対策

- 町は、ペットの保護及び避難所等の保健衛生面等を考慮しつつ、避難時及び避難所等におけるペット同行避難のルール等について、ハザードマップと合わせた情報周知に努めます。

3-6. 帰宅困難者対策

(1) 一斉帰宅抑制の周知

- 平常時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図ります。
- 町は、町内の企業・学校等に対して、従業員・生徒等のほか、訪問者・利用者等について、一斉帰宅の抑制及び一時収容を図るよう要請します。
- 町は関係機関と協力し、日頃から「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等による安否確認手段について周知を図ります。

(2) 避難対策

- 町は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について検討するとともに、鉄道事業者・警察・事業所等と協力し、帰宅困難者の誘導體制を構築します。
また、帰宅困難者への交通情報伝達やバス等の代替輸送等の対策を、県・関係機関と協議します。
- 町は、発災時における交通情報や駅周辺及び避難場所の混雑情報等の収集、また、正確な情報提供に必要な体制を検討します。

3-7. 要配慮者等に対する対策

(1) 避難行動要支援者の支援対策の確立

○災害発生時の高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者、人工透析患者、児童、乳幼児等の避難行動要支援者の一時的保護やケアを行うため、所在確認を行うなど緊密な連絡体制を確立するとともに、民生委員児童委員や町内関係団体、自主防災組織と連携し円滑な情報伝達や救護体制を図るための計画を策定し、医療・保健福祉情報等の情報提供システムの整備とともに、迅速で的確な対応を行うための防災組織の強化に努めます。

■避難行動要支援者に対する支援対策

災害に備えた 事前対策	ア 高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の所在情報等の把握 イ 所在情報の管理 ウ 災害時の救出、避難誘導、安否確認の体制 エ 情報伝達網の整備 オ 障がい者、人工透析患者等の要配慮者の医療体制の確保 カ 自主防災組織、地区長、民生委員等の相互連携 キ 避難訓練や防災教育の実施と町民等の意識啓発 ク 社会福祉施設の要配慮者の受入体制 ケ 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮した避難所等での食料品、生活必需品、衛生物品、防災資機材の備蓄・整備 コ 高齢者、障がい者、児童等の要配慮者のメンタルケア体制
災害発生直後の 対応	ア 高齢者、障がい者等の要配慮者の救出、避難誘導等応急活動 イ 災害発生時の安否確認 ウ 避難所での応急活動 エ 社会福祉施設での応急活動 オ 高齢者、障がい者等の要配慮者の応急活動 カ 民生委員等の巡回体制 キ ボランティア活動の環境整備
災害発生後の 対応	ア 避難所での要援護の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の健康状態の把握と支援 イ 在宅高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の健康状態の把握と対応 ウ 応急仮設住宅や公共施設等の入居 エ 生活物資、衛生物品、医療・福祉サービスの供給 オ 応急仮設住宅入居者に対する地域での支援体制整備 カ 中長期的なメンタルケアの実施

（２）避難行動要支援者名簿の作成及び利用

- 避難行動要支援者名簿の作成及び利用については、「緊急時医療情報シート（避難行動要支援者）登録に関する要綱」に基づくものとします。
- 名簿の更新等は要配慮者の支援対策に支障をきたすことのないよう、名簿への登録を促すとともに、定期的な名簿の更新作業を行います。
- 平常時においては、要配慮者本人の同意により作成した名簿について、地区長（自主防災組織）や町関係各課に提供し、避難行動要支援者の避難支援の目的以外に使用せず、適切かつ厳重に管理するとともに、支援体制の連携強化を推進し、各自主防災組織において独自に作成している避難行動要支援者名簿の更新の一助とします。また、これら情報提供システムを定着させることで、地域における要配慮者等の日頃からの見守りを強化し、災害時に備えるものとします。
- 災害時においては、必要に応じて防災関係機関等に名簿を提供し、安全の保てる範囲での避難支援等の実施について協力を依頼します。

（３）避難情報等の周知

- 町は、防災行政無線や登録制メール配信のほか広報車による情報伝達に加え、緊急速報メール、ツイッター及び電話・ＦＡＸによる災害時緊急情報配信サービス等を使用し、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、情報伝達を行うとともに、各自主防災組織の組単位で実施する要配慮者支援活動により、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう情報提供に努めます。

（４）避難誘導、搬送等

- 避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。
- 小学校就学前の子どもたちの安全で着実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災関係部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めます。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めます。

(5) 高齢者等の避難対策

- 県と協力して、避難所で高齢者・障がい者等が安心して生活ができるよう支援体制の整備に努めるとともに、高齢者・障がい者等の福祉避難所(防災コミュニティーセンター等)として、設備・体制の整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定の充実強化を図ります。

(6) 生活支援

- 災害発生時に要配慮者等の生活支援を優先して行います。
- 避難所等で高齢者・障がい者等が安心して生活ができるよう体制を整備するとともに、応急仮設住宅の設置など支援体制の整備に努め、早期に安定した生活が送れるように配慮します。

(7) 社会福祉施設等の対策

- 社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定(介護保険法等)や災害に対応するための災害ごとの規定(水防法等)に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画を作成するとともに、防災組織を強化し、町との緊急連絡体制の確保や自主防災組織等との連携に努めます。
- 社会福祉施設等の管理者等は、施設の職員や利用者には、災害時の基礎的知識や対応について、理解や関心を深めるため防災教育や避難訓練等の実施を推進します。

(8) 外国人の避難対策

- 県と協力して、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう広報を充実し、安全な避難誘導を可能にするために広域避難場所等の災害時表示板の設置や外国人を含めた防災訓練等を計画するよう努めます。
- 町は、外国人のための防災対策を促進するため、外国人に対して災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動についての広報・啓発体制の構築について検討していきます。

3-8. 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

(1) 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

○住民の食料、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、食料関係機関、物資販売業者と物資調達に関する協定を締結し、全町民分の物資確保に努めます。

また、食料、生活必需品等の備蓄に際して、要配慮者や季節性、さらに子育てや女性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。

■飲料水、食料及び生活必需物資等の確保・供給対策

飲料水の確保	給水計画	○1人3リットル/日を基本とし、広域避難所の公共施設を主として被災者に給水 ○飲料水供給実施期間は、災害発生の日から必要な期間
	生活用水の確保方法	○県企業庁災害用指定配水池の二宮高区配水池で確保する水道水を活用 ○飲料水兼用耐震性貯水槽(100m³級)2ヶ所からの飲料水を確保 ○鋼板ブール、耐震性貯水槽等に常時貯水し、生活用水や医療用水を確保
	町民、施設者の協力	○民間施設の受水槽、高架水槽などの保有水も補完的に利用できるように協力要請し、確保 ○平素から積極的に自分達で非常用飲料水を確保するよう奨励
	給水施設等の整備	○給水タンク、貯水容器等を備蓄し、常に点検管理を実施 ○町備蓄品のペットボトル等で確保
食料の確保	給食計画	○1人3食/日を基準に2日間の備蓄を行い、広域避難所を中心に被災者へ提供 ○3日目以降は、町内業者等から調達し被災者に提供
	食料の確保方法	○非常食(シチュー・クラッカー)、乳児用人工乳等の主要食品を備蓄し、期限切れを勘案しながら逐次購入し保管 ○業者等からの調達 ・二宮町商工会、二宮町商店連合協同組合、協定締結店舗等に要請し調達 ・企業、団体と協定を締結し確保するよう努める ・県にも支援要請 ○他県等からの支援食料を被災者に供給
	町民、施設者の協力	○町民や企業に、最低3日分、推奨1週間分の備蓄の奨励
生活必需品等の確保	供給計画	○被災直後には、要配慮者を優先的に提供
	生活必需品の確保方法	○毛布・紙おむつ・生理用品・災害用トイレ・防災シート・炊出し用の炊飯器・鍋・釜などの生活必需品の最低必要品目数量を備蓄 ○業者からの調達 ・二宮町商工会、二宮町商店連合協同組合、(公社)神奈川県LPガス協会、協定締結店舗等に要請し調達 ・企業、団体等と協定を締結し、確保するよう努める ・県にも支援要請 ○他県等からの支援物資を被災者に提供
	町民、施設者の協力	○平素から非常持出品(救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等)を準備するよう啓発

(2) 要配慮者等への支援活動

- 食料・生活関連物資等の備蓄に関し、高齢者・障がい者・乳幼児・食物アレルギー患者等や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行い、備蓄を進めます。

(3) 物資供給体制の整備

- 食料、生活必需品等の救援物資、給水用その他の資機材等備蓄のために必要な備蓄倉庫やコンテナ等を分散方式で備蓄できるよう計画的に整備します。
- 広域物資拠点、地域内輸送拠点の設置等により、円滑な物資の受入体制の確保に努めます。
- 災害応急対策を実施するうえで必要な資機材を購入備蓄するほか、関係機関から調達するとともに、町内業者の協力を得て確保します。

3-9. 医療・救護・防疫対策

(1) 医薬品・資機材の整備

○医療救護活動に必要な医薬品は、備蓄医薬品及び薬剤師協会との協定に基づく医薬品等活用のほか、不足時は、県に応援要請します。

(2) 医療活動拠点の整備と救護体制の確立

○医療救護活動の拠点は、生涯学習センター(ラディアン)を中央応急救護所とし、医師会等関係団体と連携を図り、後方支援病院との連携を深め、救護の組織体制の充実に努めます。

また、災害時の迅速な医療救護実施のため、災害対策本部の指示に基づき、自主防災組織との協力等、救護体制の確立を図ります。

(3) 情報伝達体制の整備

○中央応急救護所に双方向機能の防災行政無線を整備し、広域避難所等の情報収集と提供体制を確立しています。また、地域の医療機関の被災状況や診療状況の情報収集に努め、可能な限り住民、県及びその他関係機関に広域災害救急医療情報システム(E M I S)を活用して情報提供します。

(4) 応援協定

○災害の程度に応じた救護活動を行うとともに、必要があると認めた時は、県やその他関係機関に協力を要請します。

○また県では、町から医薬品等確保の応援要請を受けた時は、「医薬品等の供給に関する協定書」に基づいて調達するとともに、状況に応じて県立病院等が所有している医薬品等を活用することになっています。

(5) 広域火葬体制の強化

○神奈川県広域火葬計画に基づいて、災害時の遺体対策を進めるため、棺の調達・遺体の搬送・火葬・埋葬等の体制を整えます。

○また県では、広域的な協力体制をとることになっています。

(6) 防疫(感染症)対策

○感染症発生時には、県知事の指示で、汚染された場所の消毒などを実施して感染防止に努めます。また、感染症患者が発生したときに、平常時と同様の情報収集・提供、患者の収容が円滑にできるよう、被災時の連絡体制・搬送体制を確保します。

3-10. 文教対策

(1) 学校における防災体制の整備

○児童・生徒等が在校時に災害発生を想定した学校の施設・設備の安全性の確保が必要ですが、児童・生徒等の帰宅・保護では、通学路の安全性等情報の把握とこれに基づいた的確な判断と指導が求められるので、町教育委員会と学校は、施設等の安全性や通学路の安全点検を行うとともに、「学校防災計画」の見直しを行い、実効性のある避難・誘導・保護計画を定めます。

(2) 防災資機材等の整備

○町の小中学校については、既に耐震補強工事が実施済みです。

○町は、学校が避難所として果たさなければならない役割や、学校教育活動との関係を明確化するとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備及び学校の施設・設備の定期的な安全点検を行います。

(3) 防災教育の充実

○町教育委員会は、災害の原因・危険性・安全な行動の仕方等を児童・生徒等に理解させるために、防災教育の充実を図るとともに、児童・生徒等と地区自主防災組織との関係を深めていくことに努めます。

また、教職員の研修や応急処置の技能の習得のための講習会等を実施し、教職員の指導力、対応力の向上を図ります。

(4) 応急教育の実施

○学校は、教育施設、教員、学用品等の確保に留意し、応急教育の円滑化を図ります。

(5) 防災訓練

○学校は、家庭・地域と連携した防災訓練や保育所・幼稚園等と連携した一斉の避難訓練を推進します。

(6) 保育所等の防災対策

- 保育所・幼稚園及び放課後児童クラブ(以下、「保育所等」という。)は、災害時の保護者・児童の安否情報・所在情報の確認や、保護者等による引取りまでの方法等をあらかじめ定めるとともに、学校と一斉の避難訓練を行うなど平常時から保護者・学校等との連携を図ります。
- 保育所等は、災害時における児童の保護のために必要となる物品等の備蓄や電源の確保等を図ります。

3-1 1. 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策

(1) 緊急輸送道路等の耐震化及び復旧体制の整備

- 県は、市町村災害対策本部、物資受入れ港の主要路線と接続する路線を、第一・二次路線緊急輸送道路に指定しています。
- 町は、町で位置づけた第二次緊急輸送道路を連絡する路線の、緊急輸送道路への指定に向けた取組を行います。
- 災害時に迅速な災害応急工事を実施するため、建設業者との協力体制の充実強化を図ります。

(2) 緊急交通路等の機能確保のための施設整備

- 大磯警察署を含む県警察は、交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用し、道路状況の正確な把握に努めるとともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、移動式の交通情報表示システム(サインカー)を導入します。また、信号機、情報板等の道路関連施設などの耐震性を強めるとともに、災害時の信号機、交通情報の収集を確保するために、自動式発電機の設置を進めます。

(3) 緊急通行(輸送)車両の事前届出

- 大震災等の災害が発生した場合、又は南海トラフ地震に係る警戒宣言等が発せられた場合に、町管理の公用車を緊急通行(輸送)車両として迅速に活動させるため、県公安委員会に対し緊急通行(輸送)車両の事前届出を行います。

(4) ヘリポート等の整備

- 町には、県指定の臨時着陸場はありませんが、町として臨時着陸場をあらかじめ指定するとともに、緊急医療を要する被災者の受入れ病院とアクセスできるなど、必要に応じ、見直しや新たな確保に努めます。
- 災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前に配布しておきます。

(5) 燃料の確保

- 町は、大規模災害時に災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、協定等による燃料の確保対策を進めます。

3-1 2. 建築物等対策(危険度判定、応急修理)

(1) 建築物応急危険度判定

- 県及び町は、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などに努め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備を進めていきます。
- 町内在住応急危険度判定士等に活動協力要請を行うとともに、県災害対策本部(県建築安全課)に活動協力要請を行います。また、判定士の受入体制等の環境整備に努めていきます。

(2) 応急修理

- 町は、県と連携して、被災建築物の応急修理をできる限り早期に対応できるよう協議を進めます。

3-1 3. ライフラインの応急復旧対策

(1) 上水道

○二宮町の上水道は、県企業庁が給水しています。県企業庁は、県内水道事業者などとの相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援の受入れや復旧活動に係る計画を必要に応じて見直しており、応急復旧に必要な災害用備蓄材を保有しています。また、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な建築物に配慮し、早期に復旧するよう対策を行っています。

(2) 下水道

○災害を未然に防ぐため、管渠の点検・調査を計画的に行い必要に応じて補修、修繕又は改築に努めます。また、具体的な復旧活動のマニュアル整備を進め、国、県等との広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄、調達体制の強化を図り、災害時には早期に復旧するよう対策をさらに進めます。

(3) 電 気

○東京電力パワーグリッド(株)では、他電力会社との相互支援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄と輸送用車両、ヘリコプター、船舶や応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車等の確保、非常災害対策要員の確保等の対策を進めています。

また、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、被災地域の住民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、町災害対策本部等との相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

(4) ガ ス

○小田原ガス(株)では、ガス工作物の耐震性の強化、応急復旧体制の確保、導管網の地域ブロック化、資機材の整備、日本ガス協会との連携での他のガス事業者の応援体制確保など対策を進めています。

○L Pガスは、(公社)神奈川県L Pガス協会が中心となって、被災地の応急復旧体制の整備を進めています。また県では、同協会との協定に基づいて、避難所へのL Pガス応急供給体制の確保などの対策を進めています。

（５）通信サービス対策

- 東日本電信電話(株)は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車及びポータブル衛星車等の配備を行い、災害時には、避難場所に被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めます。
- (株)NTTドコモは、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備する等、各社ともに電話・通信の輻輳時における災害時優先電話の確保と一般加入電話の利用の制限等応急活動のための対策を進めています。
- 被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、輻輳した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、東日本電信電話(株)は「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」の運用を開始します。

（６）広報体制

- ライフラインの復旧に際し、住民への安全確認の広報を徹底するとともに、情報の連携を密にして二次災害への予防・復旧体制の確立を図ります。

3-1 4. 災害廃棄物等の処理対策

(1) 協力体制の構築

○県及び町は、市町村における相互援助体制や民間事業者団体等との連携体制の検討・見直しを行います。

(2) 市町村等に対する技術的支援

○町は、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行うとともに、仮置場候補地の確保に努めます。

○県は、「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」や仮置場候補地の選定等についての支援を行います。

(3) 職員の教育訓練

○県は、県及び市町村等の職員を対象に、災害廃棄物に関する講習会や研修会を実施します。

○県は、市町村及び民間事業者団体等と連携して、情報伝達訓練や図上訓練を実施します。

(4) 一般廃棄物処理施設の浸水対策等への支援

○一般廃棄物処理施設の浸水対策等を図るとともに、施設を稼動するために必要な備蓄資機材の確保・充実等を図ります。

3-15. 広域応援体制等の拡充

(1) 広域応援の受入体制等の強化

○災害発生時の人的・物的資源確保のため、日頃から県や自衛隊、海上保安庁との連携、近隣自治体との相互応援協定の締結と訓練の実施、建設業協会等民間関係機関との業務協定、緊急通行(輸送)車両、医薬品、食料、生活必需物資等調達の関係機関との協定締結等を実施します。また、全国から派遣される緊急消防援助隊、県内から派遣される県消防広域応援隊の受援体制を確立します。なお、拠点施設の屋上等への施設名表示(ヘリサイン)についても検討します。

■広域応援活動拠点

	場 所	住 所	電 話
二宮町	東京大学二宮果樹園跡地	中里 518	—
	二宮町町民センター	二宮 961	0463-71-0141
	二宮町武道館	二宮 961-25	—
神奈川県	県総合防災センター	厚木市下津古久 280	046-227-0001
	小田原合同庁舎	小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000
	衛生研究所	茅ヶ崎市下町屋 1-3-1	0467-83-4400
	鎌倉三浦地域児童相談所	横須賀市日の出町 1-4-7	046-828-7050

(2) 情報の共有化

○県は、県災害情報管理システムにより防災基礎情報をデータベース化しており、市町村等の防災関係機関がデータを更新することで防災に関する基礎的な情報を共有しています。

○町は、広域的応援の円滑な受入れのため、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努めるとともに、その情報の共有化を図ります。

(3) 応援機関との連携強化

○相互応援協定に基づく他自治体からの応援活動を確保するため、応援受入体制を整えます。また、発災時における国内、国外からのボランティアの支援申入れが適切に活かされるよう、県及び関係機関等と連携し、受入体制等の整備に努めます。

○県・近隣市町や防災協定都市等の応援活動、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、受入体制の確立と具体的要請内容を想定した訓練を推進します。

3-16. 自主防災活動の拡充強化

(1) 町民への周知

- 最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水・人工乳、携帯トイレ、トイレトーパー、衛生物品等の備蓄、非常持出品(懐中電灯、ラジオ、紙おむつ・生理用品、歯ブラシ・入れ歯等歯科物品、常備薬・医薬品や医療的ケア等に必要となる機器・電源、人工乳、アレルギー対応食、要配慮者対応食・栄養剤等)の準備、建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、感震ブレーカーの設置、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。
- 県及び自主防災組織等と連携し、大規模災害等を想定した広域防災訓練、町域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時の住民の役割が明確になるよう努めます。あわせて、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。

(2) 自主防災組織の育成

- 町民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことの認識に立って結成した自主防災組織の活動をサポートし、「自助」「共助」の体制を強化していきます。
- 組織の育成は、防災指導員への日頃の指導、消防団との連携と、訓練の実施や防災資機材の整備補助を通じて育成に努めています。
- 災害時応急活動の地域での役割を果たす自主防災組織の機能強化・充実を図ります。

■自主防災組織の機能強化・拡充項目

- ア 災害時の避難誘導を円滑・安全に行うため、避難経路の事前確認に努める
- イ 地域内の高齢者・障がい者等への安否の確認、避難誘導、救助などの避難活動支援のため、日頃から地域でのコミュニケーションを図る
- ウ 災害時に移動式初期消火資機材(スタンドパイプ)を使用した初期消火と救出救護訓練等行い、技術向上に努める
- エ 家庭内防災、地域内防災を積み上げ、町と自主防災組織との連携強化を図る
- オ ボランティア及びボランティアコーディネーターの養成に努める
- カ ジェンダー平等の観点から、自主防災組織や防災リーダーへの女性の参画の推進に努める

(3) 消防団の機能強化

- 町は、消防団員の確保及び団拠点施設、資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。
- 県は、消防団員に対する教育訓練を県消防学校で実施するほか、消防団の車両・資機材整備や訓練の充実に向けた取組を支援することとしています。

（４）企業等の防災体制の確立等

- 企業は、災害時の企業の果たす役割（施設利用者、従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとします。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めます。
- 社会福祉施設等の管理者等は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとします。また、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画（ＢＣＰ）の作成に努めます。

（５）地区防災計画の作成

- 自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、地区は地区防災計画を作成することができることから、町は、地区より地区防災計画の計画提案があった場合には、必要に応じて、「二宮町地域防災計画」へ規定します。

3-17. 災害救援ボランティア活動の充実強化

(1) 災害救援ボランティア受入体制の整備

- 町及び二宮町社会福祉協議会は、活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等、災害救援ボランティアの受入体制の整備を行います。
- 県は、発災直後、被災地におけるボランティア活動の拠点となる町災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を支援するため、災害救援ボランティアコーディネーター等によって組織される先遣隊の派遣を可能とする体制整備を図ります。
- 県は、町との協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所や必要な資機材の確保に対する便宜の提供に努めます。

(2) ネットワークづくりの推進

- 町及び二宮町社会福祉協議会は、平常時から災害救援ボランティア団体や自主防災組織等との協働による災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災を想定した連携協力体制づくりに努めます。
- 県は、災害時にボランティア団体が相互に連携して救助活動ができるよう、平時から情報提供や相談などの支援を行います。
- 県は、災害時のボランティア活動が効果的に行われるようにするため、ボランティアニーズの的確な把握に向け、関係団体や民間機関との連携によるボランティア情報の収集・発信システムの構築を進めます。
- 県は、福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア等、様々な分野のボランティアやNPO等との連携強化のためのシステムづくりを進めます。
- 県は、情報通信や物資調達運搬など、企業や業界団体等が持つ資機材・ノウハウ・ネットワークを活かした支援活動を個々のボランティア活動に結びつけるために、事前の協定締結や既存の協定の改定等を進めます。

(3) 人材の育成と活用

- 町及び二宮町社会福祉協議会は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入れ窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。
- 県は、大規模地震の発生時に救援活動等が行えるよう、災害救援ボランティアの育成等を目的とした講座等に職員を派遣します。
- 県は、町と協力し、災害救援ボランティアコーディネーターとして経験や能力を持つ人材の掘り起こしとネットワーク化に努めます。

(4) マニュアルの作成等

- 町と県は、大規模な災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボランティアを受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、それぞれ社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル(手順書)等を作成します。
- また、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行います。

3-18. 防災知識の普及

(1) 町民に対する普及

- 町民の適切な避難や防災活動のためのハザードマップや防災ガイドブック等をわかりやすく作成し、住民等に配付するなど、防災知識の普及啓発に努めます。
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、普及啓発資料の作成・配付、広報紙・各種広報媒体の活用、研修会・講演会等の開催や防災訓練を通じて、町民への防災知識の普及を図ります。
- 海岸地域では、「海辺では、“地震の次は津波”という認識を持ち、警報を待たずに避難する。」ことを原則に、津波対策知識の普及を図ります。
- 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことの周知徹底に努めます。
- 県の協力のもと、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、予想される震度・津波に関する知識、南海トラフ地震に関連する情報等が出された場合あるいは地震発生時にとる行動、正確な情報の入手方法、津波・がけ崩れ等の危険地域、避難地、備蓄や家具の転倒防止対策、住宅の耐震診断・耐震補強等についての普及啓発に努めます。
- 県は、温泉地学研究所における地震活動及び火山活動の観測や調査研究の成果、地震の歴史やメカニズムなどを分かりやすく町民に広報し、防災知識の向上を図ります。

(2) 町民への防災教育の実施

- 地震発生時の火災防止思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者等や防火管理者等へ消火・防火教育を行います。
- パンフレット、広報紙、防災行事等のあらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚を図るとともに、地区単位の自主防災組織等を育成指導し、地域防災の自主的確立を図ります。
- 消防本部は、各家庭の防火診断等の機会に、町民に初期消火の知識と技術の普及を図るとともに、自主防災組織の育成を指導します。また、家庭や職場での初期消火

の徹底を図るため、消火器等の取扱説明と消火訓練を実施します。

○町教育委員会は、学校内の災害防止対策を町内全校の共通理解の上で、防災対策の充実を図るとともに、学校防災の方針を策定して安全確保に万全を図るよう努めます。

○町は、保育所入所児童・幼稚園児等には、避難行動要支援者対策という意味から、避難訓練の実施と防災教育の徹底に努めます。

(3) 職員・関係機関等に対する普及

○防災教育により、平常時から災害時の役割と業務の充実を図ることが必要であるため、町や防災関係機関は職員に災害時の役割と行動の一層の周知徹底を図るとともに、職員配備表等を配付するなど、災害時の参集・配備・応急活動での役割も周知します。また、さまざまな被災場面を想定した訓練・研修などを実施するとともに、町職員研修との連携を図りながら、防災研修、防災講演会等で防災意識の高揚に努めます。

(4) 学校・社会福祉施設等での防災教育の推進

○町教育委員会は、教職員への研修を行うなど、防災教育の推進を図ることとします。

○社会福祉施設の管理者は、施設職員や利用者に、災害等の基礎的知識、災害時対応の理解や関心を深めるため、防災教育の推進を図ることとします。

3-19. 防災訓練の実施

- 南海トラフ地震及び首都直下型地震等の大規模地震発生時を想定し、町・防災関係機関・自主防災組織が一体となり、通信・避難・救助・消防・警備・ライフライン復旧・津波対策や災害対策本部設置運用訓練等各種訓練及び避難行動要支援者に配慮した訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を含む自主防災組織の個別訓練の積み上げで総合的に実施します。
- 災害への備えの充実強化を図るため、毎年1月17日を「防災とボランティアの日」、1月15～21日までを「防災とボランティア週間」、9月1日を「防災の日」、11月5日を「津波防災の日」と定められていることから、これらに合わせ、各種訓練・広報活動(事務所等への啓発、ポスターでの啓発や広報紙等の配布、事前広報(車両))等を行います。
- 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めます。

(1) 総合防災訓練

- 町防災関係機関と町民が一体となって、防災体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的とした「総合防災訓練」を実施します。
- 総合防災訓練については、「人的被害の軽減(一人の犠牲者も出さない)」「町民生活・活動の安定」に資する内容を、PDCAサイクル※により毎年検討・実施していきます。

■総合防災訓練の内容等

訓練実施 月日区域	防災会議に諮り、二宮町全域で実施
訓練参加機関	自主防災組織と関係団体、協力団体
訓練内容 の例	ア 初動対応及び災害対策本部開設・運営訓練 (職員参集、情報伝達・収集、災害対策本部設置・運営など) イ 津波対策訓練 (避難、避難広報・警戒など) ウ 自主防災組織運営訓練 (避難、情報収集・伝達、資機材点検、他自主防災組織との連携など) エ 民間機関連携訓練 (情報収集・伝達など) オ 広域避難所開設運営訓練 (運営、情報収集・伝達、給水など) カ 物資輸送受入れ訓練 (受入れ、配布など) など

※PDCAサイクル

Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、各種活動を継続的に改善するという考え方のこと。

(2) 個別訓練

○防災関係機関との連携強化と情報の共有化など災害発生時に迅速で円滑な災害応急活動の実施と、各地域の特性で予測される被害を想定した訓練や地域防災計画の有効性の検証など実践的な各種訓練を計画します。

■個別訓練の概要

情報通信訓練	○県や防災関係機関と協調して、災害発生時の被害情報の把握や応急対策の指示等迅速・適切に行えるよう情報通信訓練を実施	
災害対策本部設置運用訓練	○災害対策本部の運営活動実施のため、本部設置、初動体制の確立、情報収集・伝達、図上訓練等を実施するとともに、問題点を整理	
要配慮者対策	○避難行動要支援者に配慮した防災訓練や避難訓練等を計画し、平常時から地域での協調体制や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に町民の役割が明確になるように努める	
中央応急救護所訓練	○医療救護活動が迅速・適切に行えるよう、医薬品資器材の設置、災害対策本部・消防本部との連携、ボランティア受入体制等、開設時に備えた訓練を実施	
自主防災組織の訓練	○自主防災組織では、防災訓練を自主的に計画し、組織・訓練の充実を図り、個別訓練の積み上げで防災総合訓練に参加し、災害時に備える 【自主防災組織の主な訓練内容】	
	情報収集伝達訓練	地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果と避難の状況等の情報を正確・迅速に収集するとともに、その情報を防災関係機関と共有することと、情報伝達訓練は、防災関係機関の指示等を正確・迅速に地域内の住民に伝達
	消火訓練	スタンドパイプ消火資機材を使用して、消火器・バケツ等で消火するなど消火用資機材の使用方法和消火技術に習熟
	避難訓練	個人では、避難時の携行品や服装等の装備の見直しなど、組織では避難誘導班を中心に、組織ぐるみで避難要領に習熟し、避難地まで迅速・安全に避難
	救出・救護訓練	はしご・ロープ・のこぎり・ジャッキ・バール等の救出用資機材の習熟と、負傷者等の応急手当方法、搬送方法等に習熟
	給食・給水訓練	耐震性貯水槽等を活用した水の確保や食料の調達方法などに習熟

第4章 災害時の応急活動対策

大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することがその後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとします。

この計画は、地震発生時に住民及び防災関係機関が速やかに応急活動を講じられるために実施すべき対策を定めます。

4-1. 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

(1) 地震情報等の収集・伝達

○地震情報及び津波警報・注意報等は、横浜地方気象台から県に連絡された情報が、県防災行政通信網により、即時に町に伝達されます。県における町への地震情報等の伝達基準は、次のとおりです。

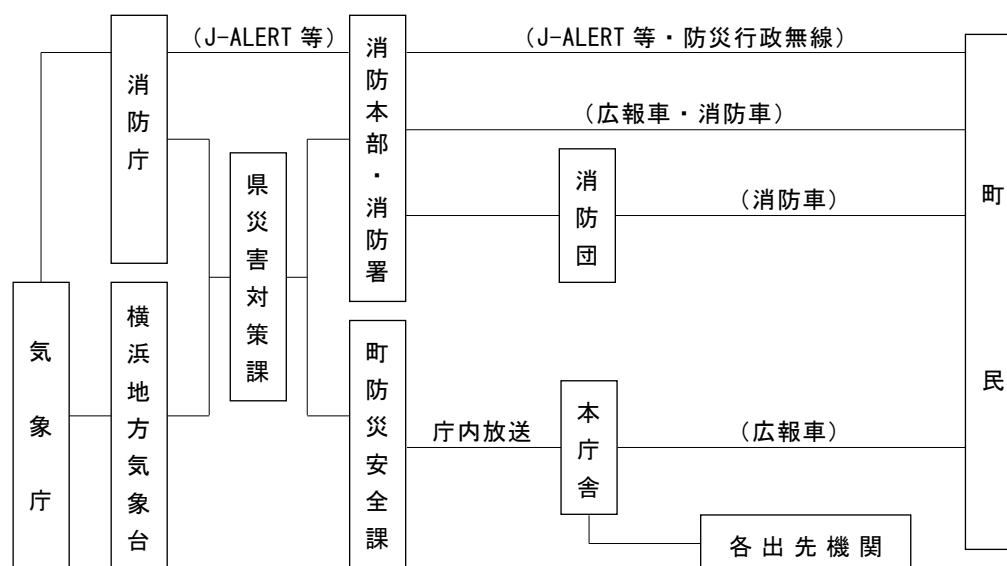
■地震情報の伝達基準

情 報		伝達基準
県内震度 2 以下		伝達が行われない
県内震度 3 以上		地震情報等並びに震度情報ネットワークシステムによる「地震発生状況」を伝達
南海トラフ地震	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	町へ伝達される
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	

■津波情報の伝達基準

情 報		予想される津波の高さ		伝達基準
		数値での発表	巨大地震の場合の表現	
津波警報等 (H25.3より)	大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	町へ伝達される
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
	津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	町へ伝達される
	津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	町へ伝達される
津波警報等の発表がない場合		沿岸 15 市町で最大震度 3 以下を観測		伝達が行われない
		沿岸 15 市町で最大震度 4 以上を観測		町へ津波注意喚起が伝達される

※津波警報等については、津波予報区の「東京湾内（東京湾の千葉県富津岬以北（富津岬先端を除く）・東京湾・神奈川県観音崎以北の沿岸）」又は「相模湾・三浦半島（神奈川県観音崎以北の東京湾を除く）の沿岸）」において発表された場合が対象となります。



■地震情報等の伝達系統

■地震情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	・地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度 3 以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ・「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 ・震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	・震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ・震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表 ※地震が多発発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「地震情報(地震回数に関する情報)」で発表
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表 ・日本や国外への津波に関しても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表

(2) 災害広報の実施

○町は、町域内の防災関係機関と調整を図り、同報無線や広報車、協定を締結している湘南ケーブルネットワーク(株)や自主防災組織との連携等により、住民等に対して次の事項等について広報します。

- ア 災害の状況に関すること
- イ 避難に関すること
- ウ 応急対策の活動状況に関すること
- エ その他住民生活に必要なこと

(3) 災害対策本部等の設置

1) 災害対策本部設置の判断及び設置基準

○災害の発生や発生するおそれがある場合で、町内での災害応急対策を実施するため町長が必要と認める時は、二宮町災害対策本部(以下、「本部」という。)を設置し、町長が本部長、副町長及び教育長が副本部長を務めることとします。

○災害応急対策を行う上で必要な場合、本部長(町長)は二宮町現地災害対策本部(以下、「現地本部」という。)を設置し、現地本部長(副本部長)及び現地本部員を指名することとします。

○本部や現地本部の設置は、「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」((以下、「法」という。)第23条の規定により、災害応急対策を実施するために町長が必要と認めたときに設置します。なお、町長不在の場合は、副町長が代行します。

■災害対策本部設置基準

- ア 町全域にわたり大規模な災害が発生したとき
- イ 気象庁から震度5弱以上の地震が二宮町で発生が発表があったとき
- ウ 気象庁が津波警報「大津波」を発表し、本部を設置する必要があると認められるとき
- エ 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表したとき
- オ 気象業務法に基づいて、暴風・大雨・洪水等の警報が発表され、本部を設置する必要があると認められるとき
- カ 火災や爆発等大規模な災害が発生し、設置の必要があると認められるとき
- キ 前記のほか、大規模な災害の発生が予想され、総合的な応急対策を必要とし、設置が必要と認められるとき

2) 災害対策本部設置準備

- 「二宮町災害対策本部要綱」(以下、「要綱」という。)第2条第1項(別表第1)に定められる要員で、本部室の設置準備を行います。

■本部設置準備の対応

ア	庁舎の被害状況(建物, 災害対策本部室内等, 電気, 上水道, 通信機器)の把握、火気・危険物の点検 (県防災行政通信網, 町防災行政同報系無線, 町防災行政移動系無線, 電話, F A X, 印刷機)
イ	停電の場合の自家用発電機機能確保
ウ	本部室(第1会議室)の設営
エ	本部室内に町内の管内図(1/5, 000)を掲示し、掲示板を準備
オ	来庁者、庁舎内の職員等の安全を確認し、来庁者を安全な場所へ誘導

3) 災害対策本部の設置

- 本部の組織は、「二宮町災害対策本部条例」(以下、「本部条例」という。)と、要綱の定めによります。

■本部設置時の対応

本部設置通知	本部を設置した時は、直ちにその旨を要綱に基づき、関係部が防災関係拠点基地に通知と公表
本部室の開設	本部室は、本部が設置されたときに開設し、その入口に「二宮町災害対策本部」の標識を掲示
本部会議招集の連絡	本部会議招集の連絡は、電話や庁内放送等で行う

4) 災害対策本部の廃止

- 本部長は、災害の危険がなくなったときや災害発生後の応急措置が概ね完了した時は、本部を廃止します。
- 本部の廃止通知は、本部の設置通知に準じて処理します。

(4) 配備体制及び職員の動員

1) 配備体制及び配備基準

○本部の配備体制は、要綱別表第4(第8条関係)に基づくものとし大規模地震の発生や発生するおそれがある場合は、「職員初動指針」に基づいた配備基準によります。

○配備基準は、防災活動の強力な推進を図るため、要綱に基づいて配備体制を整えます。なお、消防部は、消防計画の定めによります。

■地震災害における非常配備

	地震災害時自動参集基準	対象職員
情報収集	震度4以下であっても事態に応じて	○防災安全課の職員全員 ○都市整備課長及び道路班の職員全員
1号配備	震度5弱	○各部課等の長及び総務課庶務人事班 ○企画政策課、施設再編課、地域政策課の全職員 ○財務課財産管理班・戸籍税務課課税班、収税班・産業振興課・都市整備課・下水道課の班長
2号配備	震度5強以上	○1号配備に全班長を増員、財務課財産管理班・産業振興課・都市整備課・下水道課の職員
3号配備		○全職員

2) 職員の動員

○職員の動員は、「職員初動指針」に示す【地震災害対策 全職員自動参集チャート】
【非常召集フローチャート(勤務時間外の体制)】によるものとします。

○災害対策組織における各部長は、毎年配備編成計画(配備体制種別ごとの動員名簿と職員連絡系統図)を作成し、防災担当部署に提出します。

○職員は、配備編成計画に基づき、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参加し、上司の指示を受けるものとします。

○日直者(警備員)は、消防本部や関係機関から災害の発生や発生するおそれがあるとの通報があった場合、直ちに防災担当部署へ電話等連絡し、その指示をあおぎ、必要に応じ関係部長等に連絡します。

4-2. 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 消防活動

1) 震災消防体制

○町は、災害活動組織として消防署を常設し、常時災害に対応できる体制を確保しています。大規模地震発生時には、これらの機能強化で、震災消防活動体制を確立します。

■震災消防体制

震災配備体制	震災が発生した場合、震災配備体制を発令し、直ちに活動ができるようにします
非常参集	震災配備体制の発令時は、消防計画に基づいて、消防職員は直ちに所定の場所に参集するとともに、消防団員は、出火防止・初期消火等の措置を行った後、直ちに所定の場所に参集します
消防活動	地震の被害は、地震の強さ・地盤等で異なりますが、火災や救出・救助事象が同時に多発することが予想されます これに対応するため、消防計画に基づいて積極的に災害情報収集を行い、さらに有線・無線通信施設を効果的に活用するとともに、火災発生件数や災害規模・態様に応じ、消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害軽減のための消防活動を行います

2) 大規模救急救助体制

○消防署は、大規模災害等で多数の傷病者が発生した時は、救出・救助・救急業務及び傷病者の搬送を適切に実施するとともに、関係機関と密接な連携のもと、効果的な活動を図るようになります。また、町の区域を越えて広域的な消防部隊の応援要請を必要とする場合は、「神奈川県内消防広域応援実施計画」等によります。

3) 防災関係機関への要請

○消防長は、災害の規模・種別等によって、交通規制、群衆整理等の適正配備等を必要とする時は、町・警察・医師会(中郡医師会二宮班・平塚歯科医師会二宮地区)・平塚中郡薬剤師会二宮地区など防災関係機関に、事故概要等を通報連絡し、万全な救急体制を図ります。

(2) 医療救護活動

1) 医療救護体制

- 町は、災害時に必要に応じて、「職員初動指針」に基づく医療救護体制を整えます。
- 町域の医療救護班のみでは、医療救護活動の実施が困難であると町長が認めた時は、県知事に医療救護班の派遣要請を行います。
- 医師会は、大規模な災害が発生した場合や町から医療救護活動の要請があった場合、あらかじめ定められた編成の医師会医療救護班を組織することになります。
- 平塚保健福祉事務所は、地域の医療資源等を把握する県の行政機関として、地域における医療コーディネート機能を担い、県医療救護本部と連携しながら、管内の医療保健活動の総合調整を行います。

2) 医療救護班の活動

- 災害時の医療救護は、発災直後の応急医療とそれ以降の治療に区分することができます。発災直後の応急医療は、町や医師会の医療救護班が対処しますが、それ以降の治療は医師会の協力のもとに町内医療機関で対処するようになります。

■医療救護班の活動

町医療救護班	町配備職員は、中央応急救護所(生涯学習センター)に出動し、救護活動を行う
医師会医療救護班	医師会医療救護班は、必要に応じ医療救護班を出動させ医療救護活動を行う

3) 重傷・重篤患者の搬送と収容

- 医療救護班は、医療や助産救護を行った者のうち、収容する必要がある者(重篤患者)は後方医療施設に転送します。なお、効率的な負傷者救護には適切なトリアージの必要があります。

■重傷・重篤患者に対する対応

搬送方法	○重傷・重篤患者の後方医療施設等への搬送は原則として次の方法で行う ア 消防部の救急車による搬送 イ 県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊派遣部隊の救急車やヘリコプターによる搬送 ウ 災害派遣による自衛隊車両やヘリコプターによる搬送
消防署員の救急救助	○消防部は、大規模災害等で多数の傷病者が発生した時は、救急救助業務を効果的に実施するとともに、中央応急救護所には町からの要請等のほか必要に応じて職員を派遣するなど救急救助業務の円滑化を図る

4) 医療救護班が使用する医薬品等

○医療救護班が使用する医薬品等は、町が備蓄する医薬品と薬剤師会との協定に基づき調達する医薬品を使用しますが、医薬品等が不足した場合には、県に要請します。

■医療救護班が使用する医薬品等

医薬品等の搬送	医薬品等の搬送は、中央応急救護所の設置とあわせ町医療救護班が行う
血液の供給	医療救護活動で血液が必要な場合、町長は、県に要請

(3) 惨事ストレス対策

○救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるとともに、必要に応じ、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。

4-3. 避難対策

- 町は、地震発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、指定緊急避難場所及び避難路や津波による浸水が予測される区域、土砂災害警戒区域等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。
- 町民は、指定緊急避難場所及び避難路を日頃から把握するとともに、避難指示等が出された場合には、直ちに安全に十分配慮しながら避難します。自主的に避難する場合は、特に安全に配慮します。

(1) 避難情報

- 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められる時は、危険地域の居住者等に対し、避難実施のために必要な「高齢者等避難」「避難指示」の発令を行います。

■避難情報発令の実施責任者

実施者	指示等区分	災害の種類、内容	根 拠
町 長	避難情報発令	災害全般	災害対策基本法第 60 条第 1 項
警察官	指示等	災害全般 町長が指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき	災害対策基本法第 61 条第 1 項
			警察官職務執行法第 4 条第 1 項
海上保安官	指 示	同上	災害対策基本法第 61 条第 1 項
県知事又はその命を受けた県職員又は水防管理者	指 示	洪水、高潮	水防法第 29 条
県知事又はその命を受けた職員	指 示	地すべり	地すべり等防止法第 25 条
自衛官	指 示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます	自衛隊法第 94 条第 1 項

■警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容(要件)	根 拠
町 長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命、又は身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 63 条第 1 項
警察官	災害全般	同上的場合において、市町村長もしくはその委託を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第 63 条第 2 項
海上保安官	災害全般	同上	災害対策基本法第 63 条第 2 項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定	消防法第 36 条第 8 項
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急の必要がある場所において、活動確保を主目的に設定	水防法第 21 条第 2 項

(2) 避難指示等を行う基準と伝達方法

- 避難指示等の発令基準等については、内閣府作成の「避難情報に関するガイドライン」や地域の実情を踏まえ、できる限り客観的な数値を定めるよう努めます。
- 危険が切迫した場合には、町長は可能な限り警察署長・消防長・消防署長・消防団長や派遣された自衛官の指揮者と協議のうえ、地域や避難先を定めて当該地域住民に避難を指示します。この場合、町長は直ちに県知事に報告します。
- 町は、災害発生危険性がある状況において、災害の危険が去るまでの間、町民が適時的確な避難行動等をとることができるよう、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えるよう努めます。
- 緊急時の情報伝達においては、避難情報等が可能な限り町民等一人一人に伝わるよう、多様な伝達手段・伝達媒体で情報伝達を行うとともに、町民等に避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等が少なからずあること等を踏まえ、避難行動を強く促すことができるよう配慮します。
- 町長が避難指示等を発令した時や警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けた時は、必要に応じて関係機関等に連絡します。

(3) 避難誘導

- 避難の指示等が出された場合、町は、警察署等の協力を得て、地域や自主防災組織、地区単位にあらかじめ指定された避難場所等に避難住民を集合させたのち、必要によっては指定されている指定避難所・福祉避難所に誘導します。
- 避難者の誘導は、あらかじめ定められた従事者が町の指示に基づいて、消防本部・消防署、警察署等と協力して行います。
- 誘導には、事前に安全な経路を検討し、危険箇所を標示、危険区域の設定等をするほか、状況に応じて誘導員を配置して、事故防止に努めるほか夜間の場合は、照明器具等を活用します。浸水等の場合は、船艇やロープ等の資機材を利用して安全を期します。
- 避難行動要支援者の誘導は、周辺住民や自主防災組織等の協力を得るなどして福祉避難所への誘導に努めます。
- 町は、指定避難所への主要な道路の安全確認を行うとともに、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

(4) 指定避難所の開設

- 町は、あらかじめ施設の安全性を確認するなど、災害の状況に応じて安全で適切な場所を選定して指定避難所を開設します。ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、指定緊急避難場所に避難所を開設できるものとします。
- さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者の生活環境を考慮して福祉避難所の開設や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、被災地以外の地域にあるものも含め、多様な避難所の確保に努めます。
- 町は、指定避難所の運営のために職員を派遣します。消防本部・消防署と警察署は、避難住民の安全確保等のため職員を派遣し、避難場所の運用に協力します。
派遣職員は、逐次、災害対策本部へ避難の状況、被害状況等を報告します。
- 町は、指定避難所での応急対策が終了した場合、指定避難所配備職員は、自主防災組織、警察署等の協力を得て避難者の帰宅や他の指定避難所等への誘導を円滑に行います。

(5) 避難所の運営管理

- 町は、「指定避難所・指定緊急避難場所運営マニュアル」「福祉避難所運営マニュアル」を作成し、これによる避難所運営を行います。
- この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるように努めます。
- 町は、各避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等に報告を行います。また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするように努めます。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。
- 避難所の生活環境については、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策やエコノミークラス症候群対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握を行い、必要な措置を講ずるよう努めます。また、妊産婦、母子等の要配慮者のための専用スペースの確保に努めるとともに、巡回警備等により、避難所の安全性の確保措置に努めます。また、ペット同行避難のルールを定め、飼主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるように努めます。
- 町は、避難所のライフラインの復旧に時間が要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所の設置・維持することの適否を検討します。
- 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促します。
- 町は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅などの活用により、避難所の早期解消に努めることを基本とします。

(6) 避難所外避難者等への対応

- 町は、自動車やビニールハウス、テント等の指定避難所以外へ避難する被災者、また親戚等を頼って町外へ避難する被災者については、自治会や自主防災組織等の協力を得て、避難所以外にいる避難者(場所、人数、支援の要否・内容)の把握に努めるとともに、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援に努めます。
- 町は、町外へ避難した住民の安否を把握するため、町外避難者に対し、避難先及び安否について町に連絡をするよう、町ホームページや報道機関等を通じて呼びかけます。また、地域住民や自主防災組織の協力を得て町外避難者に関する情報を収集し、町外へ避難した住民の把握に努めます。
- 避難所外避難者は、自動車等の狭い空間での運動不足や、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控える等から、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、町はその予防方法を避難者に呼びかけます。

(7) 帰宅困難者対策

- 町及び防災関係機関は、帰宅困難者に冷静な行動をとってもらうため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等、必要な情報提供等に努めます。
- 町は、発災により帰宅の手段を失い、駅周辺、公共施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、滞在場所を提供します。滞在場所は、公共施設等の中からあらかじめ選定するとともに、滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。

(8) 広域的避難

- 大規模な災害が発生し、町単独では受民の指定緊急避難場所の確保が困難となった場合には、町は、県内他市町村への住民の受入れについては直接協議を行い、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対しその協議を求めます。

(9) 応急仮設住宅等

- 町は、県や関係団体等と連携を図り、応急仮設住宅の提供や入居者募集及び運営管理等を実施します。
- 災害救助法が適用された時は、県は町と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理等ができないものに対し、日常生活に必要最小限度の部分について応急修理等を行います。

4-4. 保健衛生、防疫、遺体対応等に関する活動

(1) 保健衛生

- 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めます。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行います。
- 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。また、公衆浴場等についての情報提供に努めます。
- 災害による被災者のこころのケアを行うために、かながわDPATや医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じます。また、非被災地域からこころのケアの専門職からなるチームが派遣される場合は、派遣に係る調整や活動場所の確保等を図ります。さらには、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。
- 災害の状況に応じ井戸・受水槽の水質検査や食品関係営業施設等の監視・指導の要請を平塚保健福祉事務所に行い、飲用水・食品等に起因する危害発生の防止に当たります。

(2) 防疫対策

1) 保健衛生防疫活動

- 防疫は、被災状況により、「職員初動指針」に基づく保健衛生体制を整え、必要に応じて平塚保健福祉事務所や医師会等にも協力を求め対応します。
- 町は、自主防災組織等と連携のもと、平塚保健福祉事務所の協力を得て予防啓発及び以下の業務も迅速・的確に行います。

■保健衛生防疫活動における活動及び業務の実施方法

- | |
|---|
| <p>ア 町は、病人等を発見した時は、直ちに災害対策本部に通報するとともに応急措置を実施する</p> <p>イ 町は、感染症患者を発見した時は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症予防法」という)に基づいて、必要に応じて直ちに保健所に通報するとともにその他予防措置を実施する</p> <p>ウ 町長は、防疫活動の実施に当たって、町の能力では十分でないと認める時は、県知事に応援を要請する</p> <p>エ 消毒方法等
県知事の指示により、汚染された場所の消毒を実施する
防疫上必要と認める時は、県知事の指示により臨時の予防接種を実施する</p> |
|---|

２）環境衛生防疫活動

○防疫は、被災状況により、「職員初動指針」に基づく環境衛生体制を整え、必要に応じ平塚保健福祉事務所に協力を求め対応します。

○町は、町内の道路・公園・避難地その他必要な場所を、自主防災組織等の協力を得て消毒します。また、平塚保健福祉事務所の協力を得て以下の業務も迅速・的確に行います。

■環境衛生防疫活動における防疫業務の実施方法

ア ねずみ族、昆虫等の駆除

汚染地域の蚊・はえ発生場所に対する薬品の散布と発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除

イ 消毒方法

薬品での消毒を実施。

ウ 消毒先

広域避難所、避難所、家屋内外、便所、給水給食施設の清掃

（３）遺体対応等

１）行方不明者の搜索・安否確認

○災害のために行方不明の状態にある者の搜索は、警察官や消防本部・消防署で行うほか、自衛隊・海上保安部の協力を求めて実施します。なお、搜索に必要な資機材の備蓄・調達や建設重機等の借り上げも図ります。

○行方不明者の届出等を行う窓口は、「職員初動指針」に基づく体制を整え、安否確認と同じ窓口により情報の一元化を図ります。

２）遺体の搜索・対応

○遺体搜索や収容・火葬の計画樹立とその実施は、町長が行います。

○町は、警察、医師会（中郡医師会二宮班・平塚歯科医師会二宮地区）、応援協力により出動した医師・歯科医師会等の協力を得て、遺体の身元確認を行います。

○遺体の検案は、警察協力医、応援協力により出動した医師等が行います。

○町は、検案後、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を警察官、警察協力医、応援協力により出動した医師等の協力で行います。

○火葬許可証は、町が発行します。

3) 遺体の収容・引渡し

- 町が行う遺体収容や県が行う不明者の捜索は、大磯警察署を含む県警察等と協議しながら進めます。
- 町は、警察署等の協力を得て、調査・検視や検案を終え身元が明らかになった遺体を、縁故者に引き渡します。
- 町は、調査・検視や検案を終えた遺体で身元の確認ができない遺体については、警察等の協力を得て遺体安置所に搬送し収容・安置します。
- 町は、遺体の身元を確認し、遺体対応票や遺留品対応票を作成のうえ納棺し、氏名と番号を記載した「氏名札」を棺に貼付します。
- 町は、県や警察、他市町村等と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等の資器材を調達するとともに、縁故者の感情にも十分配慮し、生花等についても配慮します。
- 県は、町が行う遺体収容に係る搬送を援助するとともに連絡調整を行います。

4) 遺体の火葬

- 遺体の火葬や身元不明遺体の取扱いは、次により実施します。
- なお、火葬施設が不足する場合は、県に広域応援を要請します。

■火葬実施基準

- ア 町長は災害時の死亡者の火葬は近隣火葬場で実施するが、必要がある場合は、火葬等広域応援体制に基づいて、他の地方公共団体等の火葬場で実施する
 - イ 縁故者の判明しない焼骨は、寺院等に一時保管を依頼し、縁故者が判明次第引き渡す
- 〔災害救助法を適用した場合の基準〕
- ア 遺体が他の市町村（法適用地域外）に漂着した場合で身元が判明している場合には、原則としてその遺族、親せき縁者や法適用地の市町村長に連絡し引き渡すが、法適用地が混乱のため引き取る暇がない時は、町長は県知事の行う救助を補助する立場から火葬を実施（費用は県負担）する
 - イ 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記アに準じて実施する

4-5. 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

(1) 応急給水

○災害が発生し、上水道施設の損傷等で飲料水の供給が停止した場合には、町は、直ちに応急給水を実施することになります。

○災害時の応急給水は、「職員初動指針」に基づく体制により対応しますが、状況でボランティアの協力を求める必要もあります。

■ 応急給水に関する事項

給水基準	災害時での飲料水の確保は、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1日1人約3リットルを基本に供給
町の業務内容	ア 主な水源（鋼板プールや水槽等）の保有水量の確認 イ 塩素滅菌装置の点検 ウ 給水諸機器、自家発電装置、簡易ろ過装置などの機能確認 エ 各給水拠点の応急給水施設の開放と給水 オ プール水等を、浄水機でろ過し、水を確保 カ 飲料水兼用耐震性貯水槽等から確保した水を、給水容器で搬出 キ ポリタンク等の給水備蓄資機材を被災地に速やかに運搬しての応急給水 ク 町所有応急給水車の他、必要に応じ民間や他の自治体等からの応援給水車などで給水運搬能力の増大を図る ケ 県企業庁二宮高区配水池等からの水道水運搬 コ 井戸水、ペットボトル、民間施設の貯水槽等の活用
調達給水活動	ア 被災直後の給水活動 ・町の耐震性貯水槽等から応急給水車、給水タンク等に注水し、被災者に給水します ・県企業庁平塚水道営業所と連携し、県企業庁の二宮高区配水池から応急給水車、給水タンク等に注水し、被災者に給水します イ 重要施設への給水 病院などの重要施設には応急給水車で優先的に給水します

(2) 食料の配布

- 日常の食料を失った被災者には、速やかに食料の配付ができるよう平時から災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達できる措置を講じておき、食料の確保に努める必要があります。調達・搬送・炊出し・配布等は「職員初動指針」に基づく体制により対応しますが、状況でボランティアの協力が必要となります。
- 町内の商工会・大型店舗・食料品取扱店等との災害時の優先的食料供給の協力が保たれるよう、事前に協議し、協定の充実強化を図ります。

■食料配布に関する事項

配布基準	ア 被災者に、炊出し給食を行う場合 イ 被災して配給機関が供給できないため、その機関を通じないで供給を行う場合 ウ 救助作業、急迫した災害防止や緊急復旧作業従事者に給食を行う場合
配布品目	備蓄食料の非常食を利用するとともに、米穀類を活用
調 達	ア 町内の米穀届出版売業者等からの調達 ・災害時の米穀等の確保は、それぞれ関係機関を通じ、米穀届出版売業者等から貯蔵米穀等を調達 イ 県知事への要請調達 ・町長は、災害の状況で食料の供給が困難な場合は、災害応急米穀の供給を県知事に依頼要請し、調達 ・県知事は、米穀届出版売業者等の手持精米で供給が困難な場合には、農林水産省(農産局農産政策部貿易業務課)に供給を要請 ・また、災害救助法適用の場合、政府所有食料の供給に関して、県知事に供給を要請 町長は、交通・通信の途絶のため、災害救助用米穀の引き取りに関する県知事の指示を受けられない場合には、災害救助法適用期間中は、農林水産省(農産局農産政策部貿易業務課)に直接要請
搬 送	ア 町が備蓄する食料は、町が搬送 イ 県からの主要食料等は、県が町の防災拠点や避難場所等へ直接配送 ただし、直接配送できない場合には、県総合防災センター及び広域防災活動拠点に主要食料等を集積し、集積地からは町が搬送 ただし、交通障害で集積地までの交通手段を得ることができない場合は、町から県へ集積地の変更を申し入れる ウ 搬送に使用する車両は、庁用車と神奈川県トラック協会等の民間業者の車両を町が借上げ
食料等集積地	町の食料等集積地は、交通の利便や指定避難所等への搬送経路と連絡等を勘案して、決定
調達状況の報告	町は、食料の調達、輸送状況を別紙様式の調書を作成して、逐次災害対策本部に報告
被災者への炊出し配布	ア 被災者への給食は、原則として指定避難所等で実施 イ 給食を必要とする自宅残留被災者、代替施設収容者等は、最寄りの災害時地区本部で行う ウ 指定避難所等での食品の配付は、一時に多数の給食は困難の場合は、要配慮者等を優先し、町は自主防災組織等の協力で公平・円滑に実施 エ 被災者の炊出しは、非常食(シュウ・クラッカー)等の備蓄食料と町が調達した米穀を災害用煮炊き釜で米等の現地炊き出しを行う オ 食物アレルギーの確認を行う

(3) 生活必需品等の配布

○被災者への生活必需品の供給は、町保有の備蓄品の他、業者調達、なお不足する場合は、県に要請し確保のうえ配付します。

■生活必需品等に関する事項

配布基準	町の被災者への生活必需品等の配付は、別に定める基準で行う
調 達	ア 災害時に実施する被災者への生活必需品等配付のため、毛布等を備蓄しておくとともに、災害時には被害の程度に応じて配付を決定し、調達協定業者や町内小売業者から調達 イ 町長は、災害救助法適用後に、生活必需品配付の必要が生じた時は、直ちに県知事の指示を受けるとともに、必要ある場合は、物資の調達を要請ただし、被害状況で現地調達が適当と認められる物資は、県知事の指示で町長が現地調達 ウ 物資の調達・調達物資の受入れ・保管は、町が行うが、必要に応じてボランティアの協力を求める
搬 送	生活必需品の搬送は、食品の搬送と同じように災害対策本部からの配車を受けて、町が行い、必要に応じてボランティアの協力を求める
外来救援物資の取扱い	○外来救援物資の受付・出納保管は、町が行う ○物資は、町庁舎や災害対策本部の定める場所に集積のうえ配分計画を策定し、民間団体・ボランティア等の協力を得る他、町職員が配分
被災者への配布方法	○町は、食品の配付と同じように指定避難所等で実施するが、次の点に留意して配付 なお、女性用品については、女性の担当者からの配布、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど、配布方法を工夫する ア 毛布、その他の寝具類 原則として、要配慮者を優先して配付 イ その他 タオル・ローソク等は、必要とする被災者に、確保した物資をできる限り公平に配付 ○町長は、生活必需品等の配付が困難な時は、県知事に応援を要請

(4) 物資の受入れ

○町は、交通の利便性や連絡等を勘案し、町民センターにて、飲料水、食料及び生活必需物資等を受け入れることとします。

4-6. 文教対策

(1) 児童・生徒等保護対策

1) 学校の対応

- 校長は、災害時には、各校の防災計画に基づき、児童・生徒等の保護に努めます。
- 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たります。
- 児童・生徒等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡します。
ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護します。
- 校長は、町教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告します。
- 初期消火及び救護・救出活動等の防災活動を行います。

2) 教職員の対応

- 教職員等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行います。その後、対策本部の指示により、さらなる児童・生徒等の安全確保に努めます。
- 障がいのある児童・生徒等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮します。
- 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行います。
- 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
- 児童・生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動に当たります。
- 教職員等は、指定避難所運営の協力を努めます。

(2) 応急教育対策

1) 応急教育の実施

- 学校施設が災害でその施設が使用できなくなった場合は、近隣の施設に応急収容等の措置で分散授業を実施しますが、施設が不足し、その用途に供し得ない場合は、仮設校舎等を建設し、応急収容を行い分散授業を実施します。
- 学校施設が災害でその一部が損壊し使用不能となった場合は、安全管理上、緊急修理を要する箇所は、応急修理や補強を施し学校教育に支障のないよう万全の措置を講じ、休校をできる限り避けるようにします。

2) 教材、学用品等の調達・支給

- 町教育委員会は、被災した町立学校等の児童生徒に対し、教材・学用品等の確保、経済的支援等必要な対応を図ります。
- 学校給食センターが被害を受けた場合には、県教育委員会との連絡を密にし、応急復旧を要するものは、速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するように努め、できる限り給食を継続実施します。

(3) 保育所等における応急対策

1) 事前準備

- 保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等の施設の長(以下、「施設長」という)は、保育所等の立地条件等を考慮した上、災害時の応急計画を樹立しておくとともに、保育方法等の的確な計画を立てておくものとします。

■施設長が災害に備えて措置を講じておくべき事項

- | |
|--|
| ア 児童等の避難訓練、災害時の事前指導・事後措置と保護者等の連絡方法を確立しておき、その周知を図っておくこと |
| イ 町、警察署等との連絡網を確立しておくこと |
| ウ 保育時間内の災害発生時は、保護者の引取りは困難と予想されることから、残留児童等の保護対策を講じておくこと |

2) 災害時の体制

- 施設長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じておきます。
- 施設長は、災害の規模、児童等、職員や施設・設備等の被害状況を把握するとともに、町に連絡し、災害対策を実施し施設管理等の措置を講じます。
- 施設長は、準備した応急保育計画に基づいて臨時の編成を行うなど、災害の状況と合致するよう速やかに調整を行います。

３）応急保育の体制

- 施設長は、職員を掌握して保育所等の整理を行い、児童等の被災状況を調査し、町と連絡し、復旧体制に努めます。
- 施設長は、災害の推移を把握し、町と緊密な連絡のうえ、平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者に連絡します。
- 町は、情報と指令伝達について万全の措置を講じるものとし、施設長は、その指示事項の徹底を図ります。
- 施設長は、避難所等に保育所等を提供したため、長期間保育所等として使用ができない時は、二宮町災害対策本部と協議して早急に保育が再開できるよう措置を講じます。

４）孤児等の児童の保護体制

- 町は、各避難所での孤児等の児童の実情を把握します。
- 町は、孤児等の児童を各避難所や前記の保育所等で保護するとともに、県に報告し、今後の対応の協議を行います。

（４）文化財施設

- 文化財は、貴重な国民的財産であることから、所有者・管理者は、次の応急措置を講じることとします。

- ア 文化財の被災や被災するおそれがある場合は、所有者・管理者は、直ちに町教育委員会に通報するとともに、被災防止や被害縮小に努めます
- イ 教育委員会は、文化財の被害拡大を防ぐための措置を講じます
- ウ 文化財に被害が発生した場合は、所有者・管理者は、町教育委員会へ届け出を行います
- エ 文化財が被害を受けた時は、教育委員会は被害を調査し、文化財保護委員会の意見を参考にして文化財の価値を維持復旧できるよう所有者・管理者の協力を得て対策を講じます

4-7. 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施

- 大磯警察署を含む県警察は、大規模災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、道路管理者と協力し、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛広報等、危険防止と混雑緩和のための措置をとります。
- 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して、移動させるなどの必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行います。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。
- 大磯警察署を含む県警察は、大規模災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等により弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域での交通規制は、時系列別に次により対応します。

■交通規制等

被災地等への 流入抑制	○災害が発生した直後においては、次により緊急交通路等について優先的にその機能の確保を図る ア 混乱防止及び被災地への流入規制のための通行禁止区域又は通行制限区域(以下「通行禁止区域」という)を設定し、交通整理又は交通規制を行う イ 流入規制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行う ウ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する
緊急交通路 のための 交通規制	○災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害発生することが予想され住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する
道路管理者等 への通知及び 要請	○緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行う ○緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請
警察官の措置	○緊急交通路において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがある時は、必要に応じて当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行う

(2) 交通情報等の収集

- 大磯警察署を含む県警察は、被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、情報を収集します。
- 大磯警察署を含む県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して積極的な現場広報に努めます。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは必要に応じて町の協力を求めます。

(3) 緊急車両の調達・確認

- 災害時の食料や救援資機材の輸送、負傷者や災害活動要員等の輸送に必要な緊急車両は、町が所有する全車両を最大限あててるほか、神奈川県トラック協会の協力で車両を確保しますが、不足する場合は、県に応援要請を行います。
特に災害時の被災者避難のための輸送や救助の実施に必要な人員と救助物資輸送の迅速・円滑な実施のため、所要の車両等を確保し万全を期します。
- 町は、町所有車両の全面的活用と町内の輸送業者と住民の協力を依頼し、輸送力を確保します。

4-8. 警備・救助対策

(1) 陸上における警備・救助対策

○大磯警察署を含む県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、あるいは大地震が発生した場合には、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、町民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

1) 警備体制の確立

○大磯警察署を含む県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、あるいは、大規模地震が発生した場合には、警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、大磯警察署に警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立します。

○大磯警察署を含む県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

2) 陸上災害応急対策

○大磯警察署を含む県警察は、二宮町災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施します。

■陸上の災害応急対策

警報等の伝達	○災害に関する警報を認知した場合、その内容、情報等を分析・検討し、必要がある場合は、町民に対する広報を行う ○また、当該警報等の緊急性、町の体制等を勘案し、要請のあった場合、又は災害警備上必要がある場合は、町の行う警報等の伝達に協力
情報の収集・連絡	○災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関に連絡
救出救助活動	○把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災現場に出動させ、町及び消防等の防災関係機関と協力して被災者の救出救助活動を実施 ○また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り現場活動に関する調整
避難指示等	○警察官は、災害対策基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難の指示又は避難の措置を講ずる
交通対策	○被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるよう、被災規模・状況に応じて一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施
危険物等対策	○大規模災害等発生時に、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、消防と綿密に連携し、速やかに大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行う
防犯対策	○被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う ○また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める ○さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める
ボランティア等の連携	○自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う
広域応援	○県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う

(2) 海上における警備・救助対策

○横須賀海上保安部湘南海上保安署を含む第三管区海上保安本部は、地震災害が発生した場合は、海上での人命・財産の保護や救助と治安の維持に当たります。

1) 災害応急体制の確立

○横須賀海上保安部湘南海上保安署を含む第三管区海上保安本部は、地震災害が発生した場合は、災害応急対策を統一的強力で推進するため、災害の態様に応じて組織の編成と職員の動員を行います。

■横須賀海上保安部湘南海上保安署を含む第三管区海上保安本部が実施する応急対策

警報等の伝達	○津波予報や津波及び地震に関する情報を入手した時は、直ちに安全通報等により航行中の船舶に周知するとともに、船艇・航空機の巡回で、磯釣り客・港湾等工事関係者等への周知に努める
情報の収集・連絡	○関係機関等と密接な連絡をとり、船舶、港湾施設等の被災状況等の情報を積極的に収集する
救出救助活動等	○船舶の海難・人身事故等が発生した時は、速やかに船艇・航空機や特殊救難隊が搜索救助を行う ○傷病者・医師等の緊急輸送については、速やかにその要請に応じる ○飲料水・食料等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度や他の地震防災応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じる
安全確保取締り等	○船舶や海洋施設その他の施設から海上に大量の油が排出された時は、船舶・航空機で排出油の状況等を総合的に把握し、作業方法等防除作業の実施に必要な事項を指導する ○海上交通安全確保のため、船舶交通の危険が生じたり、生ずるおそれがある時は、必要に応じて船舶交通の制限や禁止を行う ○危険物積載船舶の保安は、関係機関等と密接な連絡をとり、必要に応じて移動を命じたり、航行の制限や禁止を行う ○海上での治安維持のために、巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う

4-9. ライフラインの応急復旧活動

(1) 上水道施設

○災害時における上水道施設の応急復旧は、県企業庁の「企業庁災害対策計画」に基づき、復旧作業を進めます。

1) 町民等への広報

○県企業庁は、災害発生時において、上水道施設の被害状況、復旧の進捗状況などの情報を企業庁ホームページに掲載するとともに、町に被害情報を提供し、広報を依頼します。

○町は、県企業庁からの広報依頼を受け、速やかに町民等に上水道施設の被害状況、復旧の進捗状況などについて、広報活動を実施します。

2) 応急復旧

○県企業庁は、被災者の生活に欠かすことのできない上水道施設を復旧し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにするため、災害時における応急復旧工事の協力に関する協定等を締結している管工事事業者の組合等の協力を得て上水道施設の応急復旧を行います。

○県企業庁は、応急復旧に必要な資機材は、災害用備蓄倉庫内に保管している災害用備蓄材や協定を締結している管材メーカー、他県の水道事業体から調達します。

■ 応急復旧優先順位

- ア 浄水場から配水池までの主要配水管を優先的に復旧し、配水池確保水量の補給を行います
- イ 配水池からの主要配水管路と配水池近くの配水管路の復旧を行います
(広域避難所等への給水に必要な配水管路などの緊急を要するものを含みます)
- ウ 配水管の復旧進捗状況にあわせ給水装置の復旧を行います
給水装置復旧は、配水管の復旧進捗状況により、次の施設を優先して復旧作業を行います
 - (ア) 災害医療拠点病院
 - (イ) 人工透析治療施設
 - (ウ) 避難所施設
 - (エ) 重症重度心身障害児(者)施設
 - (オ) 特別養護老人ホーム等の福祉施設
 - (カ) 公共施設
- エ 被害状況によって、主要管の応急措置が困難な時は、仮設管を布設します

(2) 下水道施設

○下水道施設の被害に対し、汚水・雨水の流下に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期します。

1) 町民等への広報

○町は、県流域下水道整備事務所等関係機関と連絡を密にして、下水道施設の被害状況と復旧状況等について、住民に広報を行います。

2) 応急復旧

○下水道管渠の被害には、汚水・雨水の流下に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針をたてます。枝線の被害は直ちに本復旧し、幹線の被害は、箇所ごとの被害程度に応じて応急復旧や本復旧を行います。

(3) 電力施設（東京電力パワーグリッド(株)）

○東京電力パワーグリッド(株)は、災害発生時には、二次災害の発生を防ぎ速やかに応急復旧を行い、生活関連施設としての機能を維持することとしています。

1) 町民等への広報

○感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況・復旧予定等について、各報道機関等を通じて広報します。

2) 危険予防措置

○災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。

○町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めます。

3) 応急復旧

○災害復旧の実施に当たっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、医療施設、避難場所等を優先します。

(4) ガス施設

○小田原ガス(株)は、災害でガス施設に被害が生じた場合は、二次災害発生防止とともに、速やかに応急復旧を実施し、社会公共施設の機能を維持することとしています。

○L Pガス業者は、都市ガス業者同様、必要な応急復旧措置を講じます。

1) 町民等への広報

○災害時には、住民の不安除去や波及的災害事故防止を図るため、ガス設備の被害状況・復旧の現状・見通し等について、サービス巡回車での巡回広報のほか、町・警察署・消防署等の防災関係機関、各報道機関を通じて広報します。

2) 危険予防措置

○災害時には、所内設備等の点検や被害状況把握といった初動措置を行い、二次災害防止のため、供給継続地域・供給停止地域を迅速に判断し、ガス遮断の緊急措置をとります。

3) 応急復旧

○災害発生時初動措置の後、速やかにガス導管の折損や漏えい箇所の応急修理やガス導管の排水作業の早期実施といった応急復旧措置をとります。

(5) 電話(通信)施設

(東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株) N T T ドコモ、K D D I (株)及びソフトバンク(株))

○災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行います。

1) 町民等への広報

○災害時通信の途絶や利用制限を行った時は、通信途絶や利用制限の理由とその内容、災害状況と復旧の見込み等について、各報道機関等を通じて広報します。

2) 応急復旧

○災害復旧の実施に当たっては、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災機関を優先します。

○通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、重要通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施します。

○災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置に当たっては、被災者の利用する避難所を優先します。

4-10. 災害廃棄物等の処理対策

(1) 災害廃棄物対策に関する体制の整備と連絡体制の確立

○町と県は、神奈川県災害廃棄物処理計画や市町村の災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物対策に関する体制の整備を図るとともに、相互間の連絡体制を確立します。

(2) 被害情報の収集等

○町は、発災後速やかにし尿処理施設及びごみ処理施設の被災状況を把握し、県へ報告します。

県は、市町村の被害情報や災害廃棄物の発生状況を把握し、市町村間の支援に関する調整や課題への対応を行います。

(3) 仮設トイレの設置と処理

○町は、し尿の発生量を推計するとともに、仮設トイレを設置します。また、仮設トイレの設置状況及びその使用方法等について、住民に周知します。また、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行います。仮設トイレが不足する場合や、し尿の収集・処理が困難な場合は、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

(4) 生活ごみ処理

○町は、民間事業者団体や他市町村からの応援を含めた収集運搬及び処理体制を速やかに確保し、処理を行います。また、発災後、速やかに避難所ごみの収集運搬を開始するとともに、仮置場には搬入せずに既存処理施設で処理を行います。収集・処理が困難な場合には、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

(5) 災害廃棄物処理

○町は、発災後、速やかに災害廃棄物の発生量等を推計します。また、推計した発生量をもとに、仮置場の必要面積を算定し、仮置場を設置します。

○町は、「二宮町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、処理を行います。

4-1 1. 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

(1) 被災者への情報提供

○防災関係機関と連携して流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努めます。また、避難所以外で避難生活を送る方や、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できている広域避難者に対しても物資等が提供されるように努めます。

○発災時・避難救援期・応急復旧期・復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に以下の情報等を、防災行政無線等の情報伝達手段によるほか、報道機関等の協力を得て的確に提供するよう努めます。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等にも配慮した伝達も行います。

■情報提供の内容

- ア 地震の被害、余震の状況
- イ 二次災害の危険性に関する情報
- ウ 安否情報
- エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- オ 医療機関等の生活関連情報
- カ それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- キ 交通規制等に関する情報
- ク 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容
- ケ その他必要な情報

○民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

○インターネット等を利用して24時間情報を提供する体制を整備します。なお、避難場所にいる被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

○被災者の安否情報について住民から紹介があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するように努めます。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底します。

(2) 災害相談の実施

- 地域の被災住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。
- 相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的にを行います。
- 災害相談の内容は、発災時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料・飲料水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応するとともに、女性や外国人が相談しやすい窓口の設置も検討します。

(3) 応急金融対策の実施

1) 民間金融機関への措置

- 日本銀行横浜支店は、民間金融機関への措置として、以下に掲げる措置を行います。

■銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節

通貨の円滑な供給の確保	○日本銀行横浜支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じます ○なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じます
現金供給のための輸送、通信手段の確保	○日本銀行横浜支店は、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある時は、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図ります
通貨及び金融の調節	○日本銀行横浜支店は、災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行います

■資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

決済システムの安定的な運行に係る措置	○日本銀行横浜支店は、災害発生時において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施します また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請します
資金の貸付け	○日本銀行横浜支店は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行います

■金融機関の業務運営の確保に係る措置

○日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行うように必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請します。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行います。

○関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るため、金融機関に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

■金融機関による金融措置の実施に係る要請

ア 災害関係の融資に関する措置

・災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること

イ 預金の払戻及び中途解約に関する措置

・預金通帳、届出印鑑等を滅(紛)失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻に応ずること。

・また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出に応ずること

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

・災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること

・災害のため支払いがきでない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止に対する配慮を行うこと

また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること

・休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること

また、窓口における営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること

エ 損傷した紙幣や貨幣に関する措置

・損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること

オ 営業停止等における対応に関する措置

・営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること

○各種金融措置に関する広報として、関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

２）日本郵便（株）（二宮郵便局の措置）

○災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり非常取扱を行います。

■日本郵便（株）における非常取扱

【為替貯金業務関係】

- ・郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り

【簡易保険業務関係】

- ・簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料振込猶予期間の延伸等

（４）物価の安定、物資の安定供給

○食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう、必要に応じ要請等を行うとともに、小売店舗等が、発災後速やかに営業を開始できるよう、必要な体制の整備に努めます。

4-1 2. 広域的応援体制

(1) 応援要請

○町長は、災害応急対策の実施に地方自治体等の応援が必要と認められる時は、災害対策基本法等の関係法令や相互応援協定に基づき応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。応援要請の種別は次のとおりです。

■ 応援要請の種別

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長 県知事	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請 ア 指定地方行政機関の職員の派遣のあつせん要請 イ 他の地方公共団体の職員の派遣のあつせん要請 ウ 応援要求及び応急措置の実施要請 エ 職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項 災害対策基本法第 30 条第 1 項 災害対策基本法第 30 条第 2 項 災害対策基本法第 68 条第 1 項 地方自治法第 252 条の 17 第 1 項 消防組織法第 44 条第 1 項 神奈川県内消防広域応援実施計画
他の市町村長等	ア 応援の要請 イ 職員の派遣要請	災害対策基本法第 67 条第 1 項 地方自治法第 252 条の 17 第 1 項 消防組織法第 39 条第 1 項 水防法第 23 条第 1 項 神奈川県下消防相互応援協定

○なお、応援要請者は、災害対策本部長(町長)とし、連絡責任者及び応援要請の手続きは、「職員初動指針」に基づく体制にて実施します。

○県内の他市町村長への応援要請を行うに当たり、県湘南地域県政総合センターに調整を依頼します。

(2) 自衛隊の派遣要請

○町長は、応急措置を実施するために必要があると認める時は、県知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求します。

○町長は、通信の途絶等により県知事への要請ができない場合は、「災害対策基本法」第 68 条の 2 第 2 項に基づき、防衛大臣、又は地域担任部隊の長(第 1 師団長)に対して、その旨及び災害の状況を通知します。町長は、この通知をした時は、速やかに、その旨を県知事に通知します。

○なお、町長不在の場合は、副町長が代行します。

(3) 防災関係機関との相互協力

○町は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、平素から防災関係機関と連絡を密にし、災害時の協力体制を確立しておきます。

防災関係機関は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集・交換など連絡を密にし、迅速・適切な応急措置をとるため連絡員の派遣等の措置をとります。

町、防災関係機関と防災関係機関相互の応援等は、災害対策本部へまずは口頭か電話(無線)で要請し、後日文書で処理します。

(4) 自主防災活動等

○町では、自治会等を母体とした住民の自主的防災組織としての自主防災組織の育成・指導を推進しています。これら自主防災組織を対象に、災害時の協力業務・協力方法や活動の限界など周知徹底、相互協力体制の整備・確立を図ります。

■自主防災組織の協力業務等

協力業務	ア 住民の安否確認に協力すること イ 異常現象・災害危険箇所発見等の場合、町や防災関係機関に通報すること ウ 災害情報を区域内住民に伝達すること エ 要配慮者等の安全確保に協力すること オ 避難誘導、避難所内被災者への救援活動に協力すること カ 被災者への炊出し・救援物資の配分等に協力すること キ 被災区域内の秩序維持に協力すること ク 被害状況調査に協力すること ケ 火災発生時の初期消火に協力すること コ 倒壊家屋からの負傷者の救出救助活動に協力すること サ 負傷者の応急手当活動に協力すること シ その他の災害応急対策業務に協力すること
協力方法	○発災直後の初動活動は、それぞれの組織に定める活動体制に基づいて、自主的に必要な応急対策を実施 ○町と防災関係機関の応急対策が開始された後は、前記協力業務の補助活動として応急業務に協力

(5) 広域応援の受入れ

○町は、広域応援活動拠点を開設し、広域応援部隊(自衛隊、県消防広域応援隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊)等の受入体制を整えます。

○町と県は、広域応援活動拠点相互の連携を図り、災害応急活動を実施します。

○県は、町からの応援要請に基づき広域応援部隊との広域応援活動の調整を行います。

■広域応援活動拠点での災害応急活動実施対策

ア 備蓄防災資機材・物資の配分、搬送調整 イ 救援物資の受入れ、配分及び搬送調整 ウ 協定物資の受入れ、配分及び搬送調整 エ 輸送車両・ヘリコプターの誘導、物資の搬送調整 オ 救援・復旧等対策に携わる災害応急活動要員等の集結、待機、出動調整 カ その他必要な災害応急活動
--

4-1 3. 災害救援ボランティアの支援活動

(1) 災害ボランティアセンターの設置

- 町及び二宮町社会福祉協議会は、それぞれの実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、災害ボランティアセンターを設置します。
- 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会事務所内に設置するものとし、町は、必要な資機材の調達支援等を行います。
- 災害ボランティアセンターの開設及び開設後の運営等については、町と町社会福祉協議会が協議し、別に定めることとします。

■災害ボランティアセンターの主な役割

- | |
|---|
| ア 被災地・被災者のボランティアニーズ情報の収集・発信 |
| イ 災害救援ボランティアの受入れとコーディネート |
| ウ 災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援 |
| エ 町域内外の災害救援ボランティア団体・行政機関と、自主防災組織等との連絡調整 |

(2) 災害ボランティアの受入れ

- 町は、関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や、必要に応じ、資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとします。
- また、消防機関においても、元消防団員等の経験や能力を有した災害救援ボランティアとの連携に努めるものとします。
- 県外からの支援の受入れについては、県と連携し、迅速に受入体制を整えとともに、最大限の便宜を図ることとします。

4-1 4. 災害救助法関係

(1) 災害救助法の適用

○災害救助法による救助は、災害時の飲料水・食料・医療等の応急的・一時的救助を行うことで、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的に実施するものであり、町長は、町内における災害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を県知事に報告し、この法律に基づく救助を要請します。

○災害救助法は、同法施行令第1条第1項の定めるところにより、被害の程度が次の各号のいずれかに該当する場合に適用されます。

■災害救助法の適用基準

- ア 町内の住家滅失世帯数が50以上
- イ 県内の住家滅失世帯数2,500以上になり、なお、町内の住家滅失世帯数が25以上
- ウ 県内の住家滅失世帯数が12,000以上になり、なお、町内で多数の世帯の住家が滅失
- エ 災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失した場合
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合

注：住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流出等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなす。

(2) 災害救助法の適用手続

○災害に際し、町内の災害が前記の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当、又は該当する見込みがある時は、町長は、直ちに次の事項を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請します。

○町長は、災害の事態が急迫して、県知事からの救助を待つことができない時は、町長は、県知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県知事に報告します。

○県知事が下記の救助の一部を町長が行うことを通知した時は、町長は、当該救助を実施します。

■災害救助法による救助の種類

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の搜索
- コ 死体の処理
- サ 障害物の除去
- シ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

4-15. 二次災害の防止活動

(1) 水害・土砂災害対策

○余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害に対して、応急対策を実施します。

また、横浜地方気象台及び県により、必要に応じて土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げが実施されるため、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。

(2) 建築物、構造物等の対策

1) 建築物等

○余震による指定避難所、その他の建築物等の倒壊等から人的被害を防止するため、応急危険度判定士の協力を得て、被災建築物等に対して応急危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、住民に説明する等の応急措置を行います。

○建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、県及び町又は建設業者等は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行います。

○災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行います。

2) 道路・橋りょう

○被害を受けた町道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助活動・物資輸送などへの交通路の確保に努めます。

○なお、緊急輸送道路等を最優先に啓開し、その後逐次一般町道の復旧作業を行うとともに、落下や危険と認められた橋りょうは、直ちに通行止め等の措置を行い、う回路の案内を標示します。

■道路啓開の実施要領

- | | |
|---|---|
| ア | 道路啓開は、県道や国道の管理者と綿密な連絡をとり、災害時の協定を締結している町内建設業者を指示して、がれき等の排除を行う |
| イ | 応急復旧の必要な道路面に生じた亀裂・陥没等は、町所有の材料で埋戻し・応急復旧を行うとともに、雨水の浸透・洗掘等で二次的被害のおそれのある場合は、適切な方法で封かんや水回しなどを施工する
なお、状況により、道路啓開と同様、災害時の協定を締結している町内建設業者に指示し応急復旧を行う |
| ウ | 上下水道・電話・電気・ガス等の道路占用施設に危険が発見された時は、直ちにバリケード等で応急措置を行い、所管の占有者に連絡する |

(3) 津波対策

○地震発生後の海岸構造物等の状況を踏まえ、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施します。

(4) 爆発物及び有害物質による二次被害対策

○危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発物等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行います。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡します。

また、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡等の対策を行います。

4-16. 津波対策

(1) 津波情報の伝達

1) 津波警報等の種類、解説及び津波高さ

○気象庁は、地震の発生後、津波の可能性を迅速に判定し、必要に応じて津波警報等を発表します。

■津波警報・注意報の種類及び実施基準

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予測の区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが 高いところで 3mを超える場合	10m超 (10m<予測高さ)	巨大
		10m (5m<予測高さ≤10m)	
		5m (3m<予測高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが 高いところで1mを超え、 3m以下の場合	3m (1m<予測高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが 高いところで0.2m以上、 1m以下であって、津波によ る災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予測高さ≤1m)	(表記しない)

注1：津波が予想されない時は、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。また地震発生後、予測される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表します。

注2：津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行います。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があります。

注3：「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

2) 津波情報の受理伝達

○町及び防災関係機関は、津波警報、避難指示等を確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図ります。

- ア 気象庁が、津波予報区の東京湾内湾若しくは相模湾・三浦半島に津波警報等を発表した場合、県は防災行政通信網を通じて沿岸市町等に地震情報等を伝達するとともに、災害情報管理システムにより被害情報を収集する旨の連絡を行い、被害の早期把握と情報の共有化を図ります
- イ 県及び防災関係機関は、津波情報を地震情報等の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達します
- ウ 気象庁が、津波警報を発表した場合、緊急速報メールにより該当する津波予報区沿岸地域の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に、津波避難に関する緊急情報が一斉に配信され、県からも必要な情報を緊急速報メールで自動配信します
- エ 町は、全国瞬時警報システムなどにより津波警報等を受理した時は、防災行政無線等を通じて、気象業務法に従ったサイレンにより、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示の措置を行います
- オ 県及び町は、民間の団体と連携し、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる方や聴覚に障害を持った方たちなどに対し、津波からの避難を促すため、国における検討会での結果を踏まえた旗による視覚に訴える情報伝達も活用し、多様な手段で避難を呼びかけます

(2) 避難対策

1) 町民の自主避難

○町民は、海岸付近で強い地震(震度4程度以上)又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震を感じなくても津波警報・注意報が発表された時は、直ちに海岸付近から離れ、付近の高台等安全な場所へ避難するとともに、正しい情報をラジオ・テレビ、防災行政無線、広報車等を通じて入手するよう努めます。また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行うとともに、警報・注意報が解除されるまでは気を緩めないよう努めます。

2) 避難指示等

○津波避難については、事前避難と異なり緊急を要するため、近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても安全な場所で海面状態を監視し、異常を発見した場合は、町長は町民等に海浜から退避するよう指示します。

○また、気象庁等から津波警報を受信、又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、町長は直ちに沿岸地域の町民等に対し、避難指示等を行うとともに、その周知徹底を図るため広報する等必要な措置をとるものとし、町民は付近の高台等に避難するものとします。

なお、津波到達予想時刻を勘案して活動方針を決定する等、避難の呼びかけを行う者の安全確保を徹底します。

○町は、津波のための避難指示等を実施した場合は、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接沿岸市町に連絡します。

3) 指定緊急避難場所の指定

○町は、指定緊急避難場所として、以下の施設を指定しています。

■指定緊急避難場所(津波災害)

	施設名	備考
指定緊急避難場所 (津波災害)	町立体育館[22.5m]	施設名の後の[]は、標高を示すとともに、従前の津波災害指定避難場所を示す
	町立二宮中学校[23.5m]	
	茶屋老人憩の家[25.1m]	
	梅沢老人憩の家[23.0m]	
	海の星幼稚園[22.9m]	
	心泉学園[22.4m]	
	袖が浦公園[24.4m]	
	生涯学習センター・ラディアン(花の丘公園含む)	
	県立二宮高等学校	
	町立二宮西中学校	
	町立一色小学校	
	町立二宮小学校	
	町立山西小学校	
	東大二宮果樹園跡地	

第5章 復旧・復興計画

大規模な都市型地震災害では、町民の身体・生命・財産はもとより、生活基盤等に直接の被害だけでなく、その被災規模が大きいため、その爪痕は社会経済活動に長期間の影響を与え続けます。大震災後の生活再建、街の復興に加え経済活動の復興を早期に実現するには、町や町民、地域コミュニティ、国・県などの行政機関が協働して、復興対策に取り組む必要があります。

そこで、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、震災後の迅速な復興対策ができるよう位置づけるものです。

5-1. 復興体制の整備

(1) 震災復興本部の設置

○町は、地域や生活基盤の復興、生活再建や地域経済の復興を支援するために、町民に町の取組姿勢を示すとともに、復興政策に係る方針に基づき、各担当が連携して取組を進める必要があることから、通常の行政組織とは別の全庁的な体制を組織する必要性があり、被災状況から今後、広範囲で長期的な復興の政策課題が予想される時は、発災後1週間を目途に、震災復興本部を設置します。

■震災復興本部と関連組織

震災復興本部	本部長：町長 副本部長：副町長 本部員：教育長、各部長
震災復興推進事務局 (仮称)	○震災復興本部の事務局として設置し、震災復興本部各部の連絡調整を行うとともに、震災復興本部会議の運営等の調整を行う
震災復興本部会議	○復興政策決定機関として、復興の基本方針や復興計画の策定等を決定するとともに、復興事業の調整、進行管理等の結果を報告
連絡調整会議	○復興対策、復興事業の実施に関して、各部課間で調整が必要な課題を、効率的・合理的に解決するため、必要に応じて設置
震災復興専門委員会 (仮称)	○震災復興本部が策定する復興計画について、その理念等を検討し、提言する機能を持つ諮問機関 ○学識者、各界団体代表、町民代表などで構成

(2) 人的資源の確保

○本格的な復旧作業や震災復興事業では、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になります。したがって、被災職員の減員もある中、特定分野や職種で人員不足が予想されますので、特に人材を必要とする部門では、関係部課と協議・調整し、弾力的にまた集中的に人員配置を行うとともに、それでもなお不足を補いきれない場合には、臨時職員等の雇用を行います。

1) 派遣職員の受入れ

○不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、応急対策職員派遣制度等に基づき、職員の派遣やあっせんの要請を行い、職員を受け入れます。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するとともに、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底します。

2) 専門家の支援受入れ

○災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、さまざまな問題が発生し、専門的サービスの提供が求められることが予想されるので、この問題について、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士、通訳などの専門家に支援要請し、支援を受け入れます。

○「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請します。

3) 情報提供

○行政の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

5-2. 復興対策の実施

(1) 復興に関する調査

○詳細に被災状況を把握し、市街地や都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など復興対策と復興対策に係る応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行います。

■復興に関する調査

調査項目	内 容
被災状況調査	○県は、災害情報管理システムなどを通じて、市町村から被害情報等を収集し、また、防災関係機関等からの情報収集にも努め、被害状況等を取りまとめます。 ○町は、建築物、都市基盤施設等の被害概要について、調査を実施し、結果を県に報告します。
法制度の適用に関する調査	○県は、市町村から収集した情報を内閣府に報告し、災害救助法の適用について検討の上、決定します。 また、公共土木施設、農林水産業施設、公立学校施設などに関して、災害復旧事業に関する調査を実施し、財政的な援助につなげます。
住宅の復興対策に関する調査	○町は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。また、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めます。 県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体に対して、応援職員の派遣を要請します。 市町村は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅の建設戸数調書を作成し、県に報告します。 ○県は、市町村でとりまとめた結果と被災者の実態をもとにして、災害公営住宅の必要量及びその他必要となる住宅対策について把握します ○町は、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行います。 なお、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。 ○町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。
生活再建支援に関する調査	【離職者に関する調査】 ○雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者の調査を行い、離職者の特性等についても把握します。 【その他生活再建に関する調査】 ○町と県は、要配慮者の被災状況や地域での医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況を調査します。
地域経済復興支援に関する調査	○町と県は、被災地全体の概要把握や特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況は、生活再建支援策と密接に関連するので、可能な限り綿密に調査を行います。 【事業所等の被害調査】 ○町は、震災直後の緊急対応や復興に向けての施策検討のため、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業等の被害調査を行います。 ○県は、市町村と商工団体が共同で作成した事業継続力強化支援計画等に基づき収集した中小企業の被害状況について、速やかに把握します。 【地域経済影響調査】 ○町は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。
復興の進捗状況モニタリング	○復興対策は長期にわたるため、その進捗状況は時間や地域によって異なることから、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

(2) 復興計画の策定

○町と県は、大規模地震災害で地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度で複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進するため、「復興計画」を策定します。

■復興計画策定のプロセス

- | |
|---|
| ア 復興計画の策定に当たっては、震災復興本部長は震災復興専門委員会（仮称）の意見聴取等を踏まえ、関係局において案を作成します |
| イ 復興計画には、町民の意見を反映するとともに、県や関係機関にも意見を求め、意見を集約後、分野別復興計画、県の復興計画等との整合を図り、案を策定します |
| ウ 震災復興本部長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画と分野別復興計画を決定し、公表します |

1) 復興の基本方針の設定

○復興の基本方針では、復興理念（スローガン）の設定、復興の基本目標等を設定します。

2) 分野別復興計画の策定

○社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建には、市街地整備だけでなく、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業展開の必要があるので、都市・住宅・産業復興や生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野では、分野別復興計画を策定するとともに、策定に当たっては、各計画の整合性を図ります。

3) 復興計画の策定

○復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画案を作成します。
復興計画案について、県民、市町村、関係機関、団体等の意見を聞き、復興計画を作成します。復興計画策定に当たっては、県の総合計画との整合のほか、次の点を踏まえる必要があります。

- ・被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上の必要性）
- ・復興施策の優先順位の明確化

○また、策定に当たっては、市町村や関係機関、県民等の意見の反映に努めます。

その際、県外に避難している被災者の意見把握にも留意する必要があります。

■復興計画の項目例は、次のとおりです

- | |
|--------------------|
| ア 復興に関する基本理念 |
| イ 復興の基本目標 |
| ウ 復興の方向性 |
| エ 復興の目標年 |
| オ 復興計画の対象地域 |
| カ 分野別の復興施策の体系 |
| キ 復興施策や復興事業の事業推進方策 |
| ク 復興施策や復興事業の優先順位 |

4) 復興計画の公表

○町民や県など協働・連携して復興対策推進のため、町ホームページ・広報紙・新聞・ラジオ・テレビ等で施策を具体的に公表します。

5-3. 復興財源の確保

(1) 財政方針の策定

- 被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込を算定します。
- また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととします。

(2) 財源確保対策

- 復旧・復興対策に要する経費は、災害復旧に係る補助等、十分な支援を国や県へ要望していきます。
- 災害復旧事業債等の起債による財源の確保に努めるほか、「二宮町災害対策基金」の活用を検討します。

5-4. 市街地復興

- 被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって自ら立ち上がっていくことが必要となります。
- 市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討します。
- さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。
- 特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

(1) 都市復興基本方針の策定

- 町は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表します。

(2) 被災市街地復興推進地域の指定

- 「被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)」第5条第1項に基づき、大規模な火災・震災・その他の災害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、都市施設及び住宅等の被害状況等を把握し、的確な面的整備手法を勘案して復興方針を公表し、建築行為等の制限等を実施するとともに迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るため、都市計画決定の手続きに基づき、被災市街地復興推進地域を指定します。

（３）建築制限の実施

○町と県は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、「建築基準法」等に基づき区域を設定し、建築制限を実施します。

この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

（４）都市復興基本計画の策定、事業の実施

○町と県は、町民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す「都市復興基本計画」を策定するとともに、町は、復興対象地区ごとに、「地区復興都市計画」を策定します。

（５）仮設市街地対策

○町と県は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、「仮設市街地計画」を策定します。

（６）住宅対策

○生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、町と県は、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行います。

また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。

このことにより、町と県は恒久住宅への円滑な移行を進めます。

（７）復旧・復興基本方針の早期決定のための支援

○県は、被災した町が、被災状況・地域の特性・関係公共施設の管理者の考え方等町民の意見を踏まえ、迅速な原状復旧か、災害に強いまちづくりを目指す計画的復興を早急に検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるよう、人的・技術的支援、国と協調して進める財政的援助、国や他の自治体との人的支援調整を行うことから、町はこれに協力します。

5-5. 都市基盤施設等の復興対策

○都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施します。

なお、復興法において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国又は都道府県が代行できることが明記されました。

(1) 被災施設の復旧等

○町は、あらかじめ定めた応援協定等を活用するとともに、県に対し、人的・物的な支援を要請し、町管理の公共施設の復旧を進めます。

○県管理の公共施設の復旧については、県に対して早期復旧を要望します。

○ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者に対して施設の早期復旧を要望します。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

○町及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、漁港などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化などの耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とします。

■本格復旧・復興に向けた分野別方針

道路施設	○町及び県は、各々管理する道路の被災状況、地域特性等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します
公園・緑地	○町及び県は、被災市街地・集落の復興基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します
ライフライン施設	○町及び県は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整で、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます
河川 急傾斜地崩壊防止施設 海岸保全施設等	○町及び県は、管理する各施設の被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、必要に応じ耐震性の強化など防災性の向上に努めます
災害廃棄物等	○町は、建設業協会等の関係機関と協力して、災害廃棄物等処理実施計画を作成します ○可能な限り分別・選別・再生利用等により減量化を図りながら適正かつ円滑・迅速な処理を行います

5-6. 生活再建支援

- 被災者の生活復興は、震災前の状態に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するためには、行政、町民、民間機関が連携し、協働することが大切です。
- また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があります。
- さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努めていきます。
- また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める必要があります。

(1) 被災者の経済的再建支援

- 町と県は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉・保健・医療・教育・労働・金融等総合相談窓口を設置し、被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金・生活福祉資金の貸付及び罹災証明書の交付をはじめとする各種事務の執行体制の強化とともに、必要に応じ、税や保険料等の納期延長・徴収猶予・減免をします。

1) 被災者生活再建支援金の支給

- 町は、被災者の自立的生活再建のため、被災者生活再建支援金の支給申請等の窓口業務を行います。また、全国都道府県から支援金の支給事務の委託を受けている被災者生活再建支援法人は、これを受けて支援金支給に関する事務を行います。なお、令和元年房総半島台風（台風第 15 号）及び令和元年東日本台風（台風第 19 号）を受け、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための独自の制度（神奈川県被災者生活再建支援金）を創設しました。

2) 災害援護資金

○町は、災害で家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法適用時は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付を行います。同法の適用がされない小規模災害時には、社会福祉協議会は「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいた生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸し付けます。

3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

○町は、災害時死亡者の遺族に「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて災害弔慰金を支給するとともに、災害で精神的や身体に著しい障害を受けた者には、同法に基づいた災害障害見舞金を支給します。

4) 義援物資の受入れ及び配分

○町は、関係機関等の協力を得ながら、国民・企業等からの義援物資を、受入れを希望するものと希望しないものを把握した後、県とともに、その内容のリストや送り先を国民に公表し、周知等を図るものとします。

○また、配分は、被害状況確定後被災地区の需給状況を勘案し、配分計画をたて物資配分を行います。配分するまでの一時保管場所は、町民センターとし、災害の状況で、交通と連絡に便利な公共施設や備蓄倉庫に保管します。

5) 義援金の受入れ及び配分

○町と県は、義援金の受入れ・配分に関して、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集・配分に関する委員会を組織し、これを活用する計画で、日本赤十字社神奈川県支部二宮町分区等の各種団体の協力を得て、迅速・公平に配分します。

6) 生活保護

○町と県は、被災の生活環境変化から、新たな要保護者発生が予想されるので、申請漏れのないよう、相談窓口の設置等で生活保護制度の周知を行うとともに、被災状況により申請そのものが困難な場合も考えられるので、積極的に情報収集して要保護者の把握に努めます。

7) 税の減免等

○町と県は、被災者の生活再建支援のため、個人住民税・軽自動車税・固定資産税・国民健康保険税等(町取扱)、個人事業税・自動車税・不動産取得税等(県取扱)など地方税の、申告等期限延長、徴収猶予や減免などの納税緩和措置を検討します。

8) 社会保険関連

○町は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施します。

(2) 雇用対策

○県では、雇用対策として、雇用状況の把握、雇用の維持、離職者の再就職等の支援、新たな支援制度の検討等の雇用対策が行われるため、町は必要に応じて、県に協力します。

(3) 精神的支援

1) 相談窓口の設置及び保健医療活動の実施

○町と県は、被災で精神的に不安定な被災体験者に対し、保健師、精神保健福祉士等が電話等で対応する相談窓口等を設けます。また、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の支援により、必要に応じ訪問相談、巡回相談を実施します。

2) 被災者の精神保健活動支援のための拠点の設置

○町と県は、被災者の PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の長期的な対応と、被災精神障がい者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行います。

3) 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布

○メンタルヘルスケアは、被災者だけでなく、行政関係者、N P O・ボランティア等も必要となるため、県が作成する被災に関する冊子等を配布し、啓発に努めます。

4) 被災児童・生徒のこころのケア事業

○町と県は、災害時に特に影響受けやすい児童・生徒に、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等の巡回相談等を実施します。

5) 女性のための相談窓口の設置

○町は、避難所で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施や被害者の緊急一時保護等、必要な支援・助言を行います。また、各種相談窓口の設置情報について周知を図ります。

(4) 要配慮者等対策

1) 要配慮者等への支援実施

○町と県は、高齢者・障がい者・児童等の要配慮者の被災状況を把握し、介護保険サービスや障害福祉サービスなど、必要な支援が受けられるよう体制を整備します。また、障がい等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も実施します。

2) 外国人被災者への支援実施

○町と県は、日本語を理解できない外国人被災者への情報入手のため、応急仮設住宅・義援金等、各種交付金の手続きなど被災後の生活情報を、多言語やふりがななどやさしい日本語で発信しながら、外国人の相談窓口を設置し、災害時通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り母国語で、帰国手続き、罹災証明書、義援金等金銭給付、就労・労働、住宅等の相談に応じるとともに、各種公的サービスを提供する行政機関等で、通訳協力者による支援を行います。

○県は、(公財)かながわ国際交流財団等と連携して、災害多言語支援センターを設置し、外国人被災者等に対する情報提供や相談受付を行います。

(5) 医療機関

○県は、地域の医療需要対応のため、民間医療機関の再建のための補助や融資、利子補給等の検討とともに、中央応急救護所を含む町内の仮設診療所への支援を行います。

○県及び(地独)神奈川県立病院機構は、県立病院の機能回復を早期に行います。

(6) 社会福祉施設等

○町と県は、社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。

(7) 生活環境の確保

1) 食料品・飲料水の安全確保

○町と県は、水道施設の復旧完了までは、非常用飲料水や貯水槽水等を飲料水として利用するので、感染症発生等防止のため、飲料水の安全確保の指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行います。

また、食料品も、炊出し等で健康被害が発生しないよう、食品衛生確保の指導を行います。

2) 公衆浴場等の情報提供

○町と県は、公衆浴場や理容所・美容所の営業状況を把握し、情報提供を行います。

(8) 教育の再建

1) 学校施設の再建、授業の再開

○町と県は、被災地での教育の早期再開のため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等復旧方策の検討と、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画の作成とともに、仮設校舎設置や公共施設利用等で授業実施の場を確保します。

2) 児童・生徒等への支援

○町と県は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等への支援を行います。転入・転出手続きも弾力的に取り扱います。

(9) 社会教育施設、文化財等

○町と県は、被災施設の再建支援とともに、収蔵品の保管場所確保、破損収蔵品の補修計画を策定しますが、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進するとともに、町と県が連携して文化財の震災対策を進めるために設置した文化財大規模災害対策検討分科会での協議に基づき、被災時における文化財のレスキュー活動を含めた対応や文化財防災マニュアルの作成等、具体的な文化財防災対策の検討を進めます。

(10) ボランティアの活動支援

○県では、物的・経済的支援のほか、県民一人ひとりが自らの再建に向けて取り組むため、ボランティアに必要な情報を提供する計画であることから、町は、県等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組めます。

5-7. 地域経済復興支援

○地域経済の状況は、そこに住む住民にとって、雇用、収入、生活環境確保の面で密接に係わってくるもので、被災者の生活再建にも大きな影響を与えますが、財政面から見ると、地域経済が復興し、税収を涵養できれば、町の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、住民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化への支援等があげられます。

(1) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

1) 産業復興方針の策定

○町と県・関係団体は協力し、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるように、既存の計画を尊重しながら、被災状況に応じ、産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

2) 相談・指導体制の整備

○町と県は、雇用確保、事業継続、事業再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興ができるよう情報提供や様々な問題解決を助ける相談・指導体制を整備するとともに、相談には、商工会など各種関係団体と協力しながら、経営の専門家の活用など、総合的な支援を行います。

また、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。

3) 商談会、イベント等の活用

○県では、被災で沈滞化した産業全体の復興気運盛り上げのため、販路拡大や消費者誘致を目的とした商談会等を実施します。

○町と県は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信の取組とともに、観光フェア、イベントの活用等、観光や地場産業のPRを行い、観光客やコンベンションの誘致を目指します。

4) 新分野進出、事業転換等の支援

○県では、成長分野の起業を促すとともに、既存産業の高度化促進のため、事業者の新分野進出、事業転換等の動きを積極的に支援するほか、(公財)神奈川産業復興センターと連携を図りながら、地域ニーズにあった創業に関する情報提供や相談・指導を行います。

(2) 金融・税制面での支援

1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

- 既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、町と県は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和等特例措置を要請します。
- また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付け手続きの簡易迅速化、償還期限の延長等特別な取扱いを行うよう要請します。

2) 既存融資制度等の活用の促進

- 町と県は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

3) 融資の円滑化を図るための支援の実施

- 被害が大きい場合、中小企業の再建に向けた資金需要が増加することが予想されます。町と県は、中小企業の資金調達に対応するため、金融機関(一般金融機関及び政府系金融機関)と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

4) 新たな融資制度の検討

- 町と県は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資等新たな融資制度の創設について検討します。

5) 金融制度、金融特別措置の周知

- 町と県は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、(公財) 神奈川産業振興センター等と連携を図りながら、相談に応じます。

6) 税の減免等

- 町と県は、災害の状況に応じて、税の申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置について検討します。

(3) 事業の場の確保

1) 仮設賃貸店舗の建設

○町と県は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災(倒壊、焼失等)により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗の建設、低廉な賃料等での提供を国・県・関係機関に対し要請します。

2) 共同仮設工場・店舗の建設支援

○町と県は、倒壊・焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、国・関係機関と連携を図りながら、相談・指導を行います。

3) 工場・店舗の再建支援

○町と県は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、国・関係機関と連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

○町と県は、商工会等、関係機関と連携して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の情報収集に努め、相談窓口や業界団体等へのリストの配布や、町ホームページ等の活用による情報提供を行います。

5) 発注の開拓

○町と県は、取引企業の被災、交通事情の悪化等により被災していない事業所(特に中小企業)の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図ります。

6) 物流ルートに関する情報提供

○町と県は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

7) 港湾機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

○町と県は、できる限り早急に港湾機能の確保が図られるよう、国に対して特例措置を要請します。また、県及び町は、道路等を利用した輸送を補完するため、海上を利用した輸送ルートについても活用します。

(4) 農林水産業者への支援

1) 災害復旧事業等の実施

○町と県は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給のため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

2) 既存制度活用の促進

○町と県は、被災した農林水産業者が速やかに生産等が再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を推進します。

3) 新たな融資制度の検討・創設

○県は、被害状況や農林水産業者等の意見を踏まえ、利子補給制度など新たな支援制度の拡充、創設等の必要性和可能性について検討します。

4) 物流ルートに関する情報提供

○町と県は、長期の道路利用等の制約で、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営安定化のため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

6-1. 基本方針

平成29年11月から、南海トラフ地震（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震）を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されることとなりました。

平成31年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」が公表されました。

また、気象庁では、ガイドラインに示されたこれらの防災対応が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に位置づけられた令和元年5月より、「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表しています。南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしています。

■「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表内容

南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）。 ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

- 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
(情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表します)

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分程度	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード 6.8 以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生。 ○1 カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測。 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測。
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0 以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)。 ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合。
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

6-2. 防災対応

(1) 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

○南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必

要となる３つのケースが想定されています。

- (1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要
 南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合です。
 また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）８以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。
- (2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要
 南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M７クラスの地震が発生した場合です。
 また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM７以上、M８未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生したM７以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。
- (3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要
 短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合です。

（２）異常な現象に伴う防災対応

１）気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

○気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード６．８程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。

○その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の３つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

■南海トラフ地震について発表される情報

異常な現象に対する評価	発表される情報
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(3) ゆっくりすべりケース	

出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン
 （平成 31 年 3 月、内閣府）

２）南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

○住民や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M９クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行います。

■南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民や企業の防災対応

ケース	防災対応
巨大地震警戒対応 (半割れケース)	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始します。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行います。 a 日頃からの地震への備えを再確認する。 b 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難する。 c 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難する。 ○最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。 ○2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。
巨大地震注意対応 (一部割れケース、 ゆっくりすべりケース)	○発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始します。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認などの対応を行います。 ○1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。

3) 臨時情報に対応した防災体制

○県と町は、後発地震等の発生に備えた防災体制をとります。

■南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民や企業の防災対応

気象庁が発表する情報	対応
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	・ 情報収集を行う
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	【災害対策本部（第一次）】 ・ 総理指示、知事メッセージが町に伝達される
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	【応急体制（第一次）】 ・ 危機管理対策会議（執務時間外は同会幹事会）を開催し、情報共有とともに今後の対応を検討する。 ・ 巨大地震警戒の続報として発表された場合は、災害対策本部体制を維持する。
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	【体制解除（通常体制）】 ・ 災害対応が終了している場合

(3) 住民の防災対策

1) 日頃からの地震への備えの周知啓発等

○町及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、住民があわてて地震対策をとることがないよう、家具の固定等「日頃か

らの地震への備え」について周知し、平時からの対策を促します。

○町及び県は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないよう、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努めます。

○町及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国からの呼びかけに応じて、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活を行うことや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知します。

○町及び県は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知します。

2) 津波からの避難対策

○南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生した場合、震源から本町が離れている場合でも、本町を含む南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して、大津波警報や津波警報が発表されることが想定されます。本計画に基づき、避難指示等を発令し、住民等の避難を呼びかけます。また、大津波警報等が津波注意報に切り替わった後の対応について検討します。

3) 土砂災害等に対する防災対応

○巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、住民の安全確保のため、次のような事項について周知に努めます。

- ・土砂災害の発生の危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難など、身の安全を守るなどの防災対応を検討する必要があること
- ・住宅の耐震性に不安がある住民は、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があること

4) 事前避難

○巨大地震警戒対応における事前避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインや流通機能も稼働していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知に努めます。

- ・住民の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
 - ・食料や生活用品などは、避難者が各自で準備するのが基本であること
 - ・企業等の特性や地理的な条件を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時に実施する防災対応を検討します。
- (7) 人的・物的な資源が一部制約されるなかでの必要な事業を継続させるための措置
- (イ) 後発地震に備えた対応の検討
- a 日頃からの地震への備えの再点検
 - b 施設・設備などの点検
 - c 従業員・来所者等の安全確保
 - d 普段以上に警戒する措置（輸送ルートの変更、燃料の満タン化等）
 - e 地域への貢献（物資の提供など）

5) 関係機関がとるべき措置

■関係機関がとるべき措置

関係機関	とるべき措置
警察	(7) 情報の収集・伝達 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実

	施します。 a 県、市町村が行う南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達への協力 b 各種情報の収集 c 関係機関との相互連絡 (i) 広報 民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行います。 a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確な情報 b 道路交通の状況と交通規制の実施状況 c 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき行動の要領 d 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置 e 不法事案を防止するための正確な情報 f その他混乱防止のために必要かつ正確な情報 (ii) 社会秩序維持 南海トラフ地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、県警察は次の活動により社会秩序維持に万全を期します。 a 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止 b 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り c 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り d 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護 e 避難場所、重要施設等の警戒 f 民間防犯活動等に対する指導
放送	(7) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めます。臨時情報が発表された場合、住民に対して、冷静な対応を呼びかけるほか、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報など、住民が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めます。
道路	(7) 県警察は、国の動向を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手がとるべき行動の要領を定め、住民に周知します。また、住民事前対象避難地域内における車両の走行の自粛については、平時から広報などに努めます。 (i) 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供します。また、事前避難地域での車両の走行は極力抑制するものとし、周知を図ります。
鉄道事業者等	(7) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達します。 (i) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施します。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとります。事前避難対象地域については、津波による危険性の回避措置を確実に実施します。
学校、社会福祉施設等	(7) 幼稚園、学校等は、その置かれている状況など、実態に即して、児童生徒等の保護の方法等を定めます。事前避難地域に置かれている場合は、休校等、児童生徒等の安全確保を図ります。 (i) 社会福祉施設は、入所者の保護及び保護者への引継ぎの方法などについて、施設の種類や耐震性、耐浪性を十分に考慮し、対応方法を定めます。 (ii) 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域にある場合は、要配慮者の避難誘導に配慮し、避難経路、誘導方法、誘導責任者等を具体的に定めます。
その他	その他各分野、各事業者において、国のガイドラインや南海トラフ地震防災対策推進基本計画等を参考に、防災対応を定めるよう努めます。